

官報

号外 昭和二十二年十一月二十日

○第一回参議院會議錄第五十三号

昭和二十二年十一月十九日(水曜日)午前十時四十一分開議

議事日程 第五十二号

昭和二十二年十一月十九日

午前十時開議

第一 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 補助貨幣損傷等取締法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 すき入紙製造取締法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○鑛具(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗讀を省略いたします。

去る十四日委員長から左の報告書を出した。

厚生委員会請願審査報告書第一号

厚生委員会請願特別報告第一号

電氣委員会請願審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願審査報告書第二号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第二号

電氣委員会請願特別報告第二号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

厚生委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願審査報告書第二号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第二号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情特別報告第一号

電氣委員会陳情審査報告書第一号

電氣委員会請願特別報告第一号

電氣委員会陳情特別報告第一号

非戦災者特別税法案

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案

印紙等模造取締法案

持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方鉄道法の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

職業安定法案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

農地開発営園の行方農地開発事業を政府において引継いだ場合の措置に関する法律案

同日議院において採択することを議決

した左の請願及び陳情は、各、意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

熊本縣牛深漁港修築に関する請願(二件)

八木漁港修築に関する請願

江名漁港改修工事費國庫補助に関する請願

中之作漁港改修工事費國庫補助に関する請願

兵庫縣柴山漁港改修工事に関する請願

燒津漁港構築に関する請願

伊東漁港改修に関する請願

舞阪漁港修築費國庫補助に関する請願

鶴沼漁港築設に関する請願

小浜漁港浚渫に関する請願

廣田漁港修築工事繼續施行に関する請願

熊本縣人吉市を基点とする三路線に省營自動車運轉開始に関する請願

高崎、熊ヶ谷間に電化工事を実施することにに関する請願

中央線高藏寺、名古屋鉄道小牧兩駅間に國營自動車の運轉を開始することにに関する請願

山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運轉を開始することにに関する請願

柳井駅より三路線に、及び田布施駅

より二路線に國營自動車の運轉を開始することにに関する請願

常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に関する請願

宇部東線電車運轉を山口市宮野地区迄延長することにに関する請願

常磐線松戸、水戸間電化促進に関する請願

漁業法並びに漁業協同組合法の制定に関する陳情

沿岸漁業者用加配米に関する陳情

機船底曳網漁業取締に関する陳情

海中沈没物速時引揚に関する陳情

漁業協同組合共有に関する陳情

同日議員から左の質問主意書を提出した。

滿州開拓移住民に関する質問主意書(池田恒雄君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

荒川改修等に関する質問主意書(小川友三君提出)

保健所費用支出等に関する質問主意書(小川友三君提出)

國鉄座席券発売等に関する質問主意書(小川友三君提出)

乙種料理店等に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日衆議院議長から左の法律の公布を

した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

奏上した旨の通知書を受領した。

地方鉄道法の一部を改正する法律
昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律
農地開発営園の行方農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律

同日本院は、参議院議員板谷順助君を昭和二十三年三月三十一日迄船員中央労働委員会の委員に充てることを議決し、その旨衆議院に通知した。同日衆議院議長から、参議院議員板谷順助君を昭和二十三年三月三十一日迄船員中央労働委員会の委員に充てることを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、國會は参議院議員板谷順助君を昭和二十三年三月三十一日迄船員中央労働委員会の委員に充てることを議決したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

一昨十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを財政及び金融委員会に付託した。

政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案
財政法第三條の規定の特例に関する法律案

同日第十七回文書表記載の請願書を左の委員会に付託した。

- 国土計画委員会
 - 第四百九十一号 利根川低水工事並びに利根川運河の改修工事等に関する請願書
 - 第四百九十二号 常磐炭田地区の縣道改修に関する請願書
 - 第四百九十五号 北海道厚田港の船入ま築設に関する請願書
 - 第四百九十七号 山梨縣下の水害復旧費に関する請願書
 - 第四百九十八号 群馬縣下の水害復旧費に関する請願書
 - 第五百十一号 入野川改修工事促進に関する請願書
 - 第五百十六号 伏木港浚渫費國庫補助に関する請願書
 - 第五百十八号 矢作川改修工事促進に関する請願書
 - 第五百二十号 富士川下流東岸災害復旧費國庫負担に関する請願書
 - 第五百三十二号 兵庫縣下の砂防工事施行に関する請願書
- 司法委員会
 - 第五百九号 岐阜縣關町に簡易裁判所並びに区檢察廳設置に関する請願書

文教委員会

- 第五百二十五号 実業教育大学実現に関する請願書
- 文化委員会
 - 第五百十号 大学新聞用紙割当に関する請願書
- 厚生委員会
 - 第四百八十五号 鍼灸師法制定に関する請願書
 - 第五百三十三号 同
 - 第五百三十三号 同
 - 第五百二十六号 生活協同組合法制定に関する請願書
 - 第五百三十三号 國立病院及び國立療養所改善に関する請願書

労働委員会

- 第五百十九号 日傭労働者に対する特令制定に関する請願書
- 第五百二十三号 京都府綴喜郡の地域給支給に関する請願書
- 農林委員会
 - 第四百八十八号 埼玉縣入間郡民有林開拓反対に関する請願書
 - 第四百九十四号 埼玉縣下水害町村の農業会助成に関する請願書
 - 第四百九十六号 和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願書

第五百号 奈良縣下のかん害應急

- 対策費國庫補助に関する請願書
- 第五百一七号 愛知縣下のかん害應急対策費國庫補助に関する請願書
- 第五百二二号 三重縣下のかん害應急対策費國庫補助に関する請願書
- 第五百二七号 小倉市曾根地先干拓実現に関する請願書
- 第五百三十四号 造林用苗ほ用地確保に関する請願書
- 水産委員会
 - 第四百八十六号 松川浦漁港第二期修築工事促進に関する請願書
 - 第五百七号 焼尻漁港の築設に関する請願書
 - 商業委員会
 - 第四百九十八号 綿、スフ織物轉廢業者に関する請願書
 - 電氣委員会
 - 第五百二十八号 電氣事業の優先取扱いに関する請願書
 - 運輸及び交通委員会
 - 第四百八十九号 大系線全通促進に関する請願書
 - 第四百九十号 中央線甲府、鹽尻兩駅間外二線路の電化実現に関する請願書
 - 第四百九十三号 上野、土浦及び平岡駅間の電化に関する請願書
 - 第四百九十九号 千葉、成東兩駅間電化促進に関する請願書
 - 第五百四号 田宮城電氣鐵道株式会社の鐵道揚下げに関する請願書
 - 第五百二十九号 中央線東鹽尻信號所を一般貨客取扱駅とすることに関する請願書
 - 第五百三十号 佐原、成東間の栗源より山倉、常磐村に國營自動車の運輸開始に関する請願書
 - 第五百三十一号 鹿兒島縣福山港

を指定港とすることに關する請願書

通信委員會

第四百八十四号 岡山縣勝田郡豊田村に豊澤郵便局を設置することに關する請願書

財政及び金融委員會

第五百八号 接收家屋の地租家屋税等に関する請願書

第五百三十六号 経済力集中排除法案より電気事業を除外することに關する請願書

決算委員會

第五百二十四号 建設省設置に関する請願書

議院運営委員會

第四百八十七号 衆議院議員選挙法中船員不在投票制度改正に関する請願書

在外同胞引揚問題に関する特別委員會

第五百三十五号 在外同胞引揚促進に関する請願書

去る十五日財政及び金融委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に對

し、議長は、一昨年十七日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 所得税法の一部を改正する等の法律案（予備審査のための議案）

非戦災者特別税法案（予備審査のための議案）

一、公聴会の問題 所得税法の一部を改正する等の法律案非戦災者特別税法案

一、公聴会の月日 昭和二十二年十一月二十四日、十一月二十五日

右本委員會の決議を経て衆議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十二年十一月十五日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

衆議院議長松平恒雄殿

昨十八日議員から左の議案を提出した。

民法の一部を改正する法律案に對する修正案（田村文吉君外二名発議）

民法の一部を改正する法律案に對する修正案（田中耕太郎君外二名発議）

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日こ

れを委員會に付託した。

戸籍法を改正する法律案

船員法戦時特例を廃止する法律案

運輸及び交通委員會に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案

地方財政委員會法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員會に付託した。

昭和十九年法律第四号経済關係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案

司法委員會に付託

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

財政及び金融委員會に付託

同日議員から左の質問主意書を提出した。

治安協會等に関する質問主意書（小川友三君提出）

現農地主食糧二倍化等に関する質問主意書（小川友三君提出）

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

入場税等に関する質問主意書（北條秀一君提出）

同日内閣から左の答弁書を受領した。

參議院議員三好始君提出食糧價格のバリエイ計算方式に関する質問に對する答弁書

食糧價格のバリエイ計算方式に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十一日

三好 始

參議院議長松平恒雄殿

食糧價格のバリエイ計算方式に関する質問主意書

格統制は、今後相當継続されるものと考へられる。従つて、理論的に妥當な價格を設定し、一面において消費者の負担を適正にすると共に、他

面において農家経済及び農業再生産に支障を來さないための考慮を必要とする。

そこで、昨年より探られているバリエイ計算方式を今後も農産物價格決定の方針として継続するとすれば、上述の立場殊に農家経済及び農業再生産への考慮の点において疑義があるから、左記の点を明らかにしていただきたい。

米價は、工業生産物價格に對し、農産物價格を代表してと考へられるのであるが、御承知の通り、自由價格時代、所謂米價率は大体漸増傾向にあることが認められた。それは、理論的に考へた場合、農業の社會経済的條件を別にすれば、生産の発展に對する工業生産と農業生産の本質的相違から來てると言える。即ち農業における收穫量減法則の作用による生産力進歩の緩慢性に主として原因する。米價率の漸増傾向は、かかる條件への適應とも見られる。工業生産物價格と農産物價格を故意に並行せしめんとする場合は、農家の多くは生産費價格さえ保障されないことになり、統制秩序崩壊の原因となるだけでなく、農業再生産

の減退を来し、國民經濟上妥當とは考えられない。

今後食糧價格決定にパリティ計算方式を継続する場合、従来の方式をそのまま続けることは、この点から考へて疑問に感ずるのである。これに対する政府の説明を求めたい。

内閣参事第一三〇号

昭和二十二年十一月十八日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員三好始君提出食糧價格の
パリティ計算方式に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員三好始君提出の食糧價格の
パリティ計算方式に関する質問に對する答弁書

二十二年産米の價格決定に際し採られたパリティ計算の方式は農家の購入する農業經營用品及家計用品の價格と均衡のとれた米價を求め、これによつて農業再生産を確保しようとするものであつて、ひろく一般工業生産物と農産物との價格の均衡を

図ろうとするものではないのであるから、御説のようにパリティ計算では生産費は償われぬということにはならないと考へる。

現実の米價率は經濟上、社会上種種の條件により必ずしも御説の様に漸増の傾向にあるとは言えないのであつて、今回の米價算定に當り基準年度とした昭和九年乃至十一年は比較的米價率の高い年次となつてい

る。又今日工業生産物の生産力は、戰爭の結果激減しているのに対し農産物の減産はさほど著しいものではないのであつて、御質問のような考へ方では相対的に農業生産力が高まることによつて米價率は低下すべきこととなる。これらの点から考へてもパリティ計算により得られる米その他農産物の價格は、農家にとり不利であるとは云えないと思ふ。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際、議事日程を変更し、日程第二、補助貨幣損傷等取締法案(内閣提出、参議院送付)、日程

第三、すき入紙製造取締法案(内閣提出、参議院送付)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審査報告書

補助貨幣損傷等取締法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月十四日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 川上 嘉 深川タマエ
- 尾形六郎兵衛 山田 佐一
- 西川甚五郎 星 一
- 森下 政一 小宮山常吉
- 西郷吉之助 伊藤 保平
- 高橋龍太郎 波多野 鼎

- 下條 恭兵 木村禧八郎
- 赤澤 與仁 小林米三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、補助貨幣のしゅう集、鑄つぶし又は損傷の取締に関する昭和十五年大藏省令第四十号が、昭和二十二年法律第七十二号によつて、本年末日限りで失効することとなるので、これに代るものとして、あらたに法律を制定し、且つ罰則規定を強化して、これが取締を行おうとするもので、必要の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、補助貨幣の損傷又は鑄つぶし、その目的のためにするしゅう集を防止する利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

補助貨幣損傷等取締法案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月十三日

参議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

補助貨幣損傷等取締法案

補助貨幣損傷等取締法

補助貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶしてはならない。

補助貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶす目的で集めてはならない。

第一項又は前項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附・則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和十五年大藏省令第四十号(補助貨幣のしゅう集、鑄つぶし又は損傷の取締に関する省令)は、これを廢止する。

審査報告書

すき入紙製造取締法案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月十四日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平 恒雄殿

多数意見者署名

川上 嘉 深川タマエ

尾形六郎兵衛 山田 佐一

西川甚五郎 星 一

森下 政一 小宮山常吉

西郷吉之助 伊藤 保平

高橋龍太郎 波多野 鼎

下條 恭兵 木村啓八郎

赤澤 興仁 小林米三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、明治二十年勅令第三十六号すき入紙製造取締規則が、昭和二十二年法律第七十二号によつて、本年末日限りで失効することとなるので、これに代るものとして、あらたに法律を制定し、且つ罰則規定を強化して、これが取締を行おうとするものであつて、必

要の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、政府紙幣、日本銀行券、公債証券等の偽造を防止する利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

すき入紙製造取締法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月十三日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平 恒雄殿

すき入紙製造取締法案

すき入紙製造取締法案

黒くすき入れた紙又は政府紙幣、日本銀行券、公債証券、收入印紙その他政府の発行する証券にすき入れ

てある文字若しくは画紋と同一若しくは類似の形態の文字若しくは画紋を白くすき入れた紙は、政府又は政

府の許可を受けた者以外の者は、こ

れを製造してはならない。

前項の規定に違反した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

すき入紙製造取締規則は、これを廃止する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました補助貨幣損傷等取締法案、すき入紙製造取締法案につきまして、一括いたしました。委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

補助貨幣損傷等取締法案の内容は、補助貨幣はこれを損傷し又は偽つづし

てはならない、補助貨幣はこれを損傷し、又は偽つづす目的を集めてはなら

ないというのを規定いたしました。これに違反した者は一年以下の懲役又

は一万円以下の罰金に処するということがその内容であります。これは現在、昭和十五年大蔵省令第四十号

を以ちましてほぼこれと同様の内容を

もりました取締の規定があるのであります。

向すき入紙製造取締法案の内容は、

「黒くすき入れた紙又は政府紙幣、日本銀行券、公債証券、收入印紙

その他政府の発行する証券にすき入れ

てある文字若しくは、画紋と同一若しくは画紋を白くすき入れた紙は、政府

の許可を受けた者以外の者は、これを製造してはならない。」「これに違反し

た者は六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。」という内容をもつ

ておるのであります。これと殆んど同一の内容をもつております取締規則

は明治二十年の勅令第三十六号で規定されておりました。今日まで効力を

もつておるのであります。併しながらこれらは明治二十三年の法律第八十四

号の命令の條項違反に関する件という法律によりまして、これらの命令に罰

則が附きますことを許されておるのであります。それによつて法律と同一

の効力をもつておつたのであります。然るにこれが新憲法が施行されるに伴

法律第七十二号第三條によりまして、

この明治二十三年の法律第八十四号が廃止されたのであります。然るに省令

につきましては、昭和二十二年の法律第六十九号の第六條によりまして、又政

令即ち前の勅令につきましては、憲法第七十三條の第六号によりましてい

ずれも法律の委任がある場合でなければ罰則を附してはならないということに

相成つたのであります。それ故に憲法の第七十三條は「内閣は、一般行政事

務の外、左の事務を行ふ。」ということが規定されて、第六号に「この憲

法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、

特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることはできない。」という規定があるのであります。

それによつて前の勅令並びに大蔵省令は効力がなくなるのであります。併し同じ昭和二十二年四月の法律七十

二号の一條によりまして、本年の十二月末日まではこれらのものは効力を有

することに相成つておるのであります。即ち本年の十二月末日までにこれ

らの両方の大蔵省令並びにすき入紙に関する勅令は効力がなくなるのであります。併しながらこれらの補助貨幣の鑄つぶし、拍傷等、又はすき入紙製造等は今後依然これを取締ることの必要があるのであります。従いましてこれに代るべきものとしてこの両法案が提案されたのであります。

両法案は前申上げます通り、現行のものと同様にして同じであるのであります。ただ補助貨幣の場合におきましては、前の省令におきましては地金という文字を使つておりまして、これは法律的に申しますれば、純金又は純銀というふうなものを指すのであります。アルミニウム等の合金というふうなものは、果してこれが法律違反になるかどうかということが問題であるので、これを改めまして、先程申上げましたような内容に相成つておるのであります。

すき入紙につきましてもやはり現行と同様にしてあります。多少その文句を変えました。現行におきましては黒くすき入れた紙等につきましては、つまり文字、画紋をすき入れた紙を製造する者は見本を警視廳とか府縣に提出しなければならぬ。それに違反した場合においては過料に処するといふような規定があるのであります。これが余り効果がないので、今只申上げましたような取締法の内容に改められたのであります。それと罰則が前のはいかに軽いのでありますから、これを現行の他の法令と権衡を取りまして罰則を重くいたしましたのであります。その点が現行と違ふ点であるのであります。

質疑に入りまして、罰則が重くなつておりますが、これでも今日の貨幣価値の状況に比べましたならば、その罰則はまだ軽きに失しやしないかという御質問もあつたのであります。政府におきましては、これらは司法当局において責任を持たせまして、他の罰則とも十分に権衡をとりまして、重くなく軽くなく適当に定めたのであるといふことであつたのであります。向

これらの違反につきましても、実例等問題もあつたのであります。すき入紙については余り実例はないのであります。ただ補助貨につきましても違反を処罰された実例はないのであります。

りますが、尙今日の補助貨におきましては、これを鑄つぶすといふことが必ずしも経済上の利益があるといふようにはなつておらないのであります。ただアルミ貨につきましては、これを鑄つぶしてアルミの器具を作るといふと相當の利益があるような計算にもなるのであります。

併しこれも、実際のさういふ事実はあつたらしいのであります。また條件になつたものはないのであります。尙、今日はアルミ貨は造らずして、合金の小さい五十銭におきましては到底さういふことはないといふことであるのであります。

かようにいたしましたして質疑を終り討論に入りまして、別に御発言もありませんのであります。

直ちに採決に入りまして両案共全会一致を以て政府の提案通り、可決すべきものと議決いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。
(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、民法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)を議題といたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

審査報告書
民法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月六日
司法委員長 伊藤 修
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
來馬 琢道 阿竹齋次郎
奥 主一郎 松井 道夫
山下 義信 松村眞一郎
岡部 常 齋 武雄
中村 正雄 大野 幸一
池田七郎兵衛

要領書

委員会の決定の理由
日本國憲法は、その第十三條で、すべて國民は、個人として尊重され、國民の權利は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で最大の尊重を必要とされ、その第十四條で、國民は、法の下に平等であつて、性別その他により経済的又は社会的關係において差別されないことを明かにし、その第二十四條では、婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならないこと及び配偶者の選択、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊嚴と両性の本質の平等に立脚して制定されなければならないことを宣言している。然るに、現行民法特には、その親族編相續編には、この新憲法の基本原則に抵触する幾多の規定が存する。そこで、この法律案は、右新憲法の大原則に即應するよう現行民法の一部改正を施したもので、民法の根本的な改正ではなく、新憲法の施行に

伴つて改正を必要とする範圍に止まる、必須且つ當然の措置と認むべき改正である。

(一) 姻族關係は、離婚によつて終了する外、生存配偶者が姻族關係を終了させる意思表示をしたときにも終了するものとしたこと、

(二) 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならぬという規定を設けたこと、

(三) 親族編第二章の「戸主及び家族」に関する現行法の規定を全部削除し、従つて従来の家族制度は、廃止され、民法上の家は、消滅することになつたこと、

(四) 親族會に関する現行法の規定を削除して、親族會を廢止したこと、

(五) 共有となつた遺産の分割は、遺産に屬する物又は権利の性質及び種類、各相続人の職業その他一切の事情を考慮して、これをなすものとしたこと、

(六) 遺留分は、法定相続人中の最後の順位にある兄弟姉妹には、これを認めないことにしたこと、その他十數項目に亘つている。

總則編では、その冒頭に、政府原案では、第一條第一項として「私権ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」という規定を新設したが、衆議院において、右の規定を「私権ハ總テ公共ノ福祉ニ遵フ」と改め、第一條第三項として「權利ノ濫用ハ之ヲ許サス」という規定を附加することに修正した。本委員會においても右修正は、これを是認したのである。

右の外、總則編において、改正された主な点は、(一)妻の無能力に関する現行法の規定を全部削除したこと、(二)禁治産、準禁治産及び失條の宣告並びにこれらの取消事件に関する管轄裁判所を家事審判所としたこと、(三)意思表示の公示送達管轄裁判所を簡易裁判所に改めたこと等である。

親族編中で改正された主要な点は、(一) 継父母と継子との親子關係、嫡母と庶子との親子關係を廢止したこと、

(二) 婚姻關係は、離婚によつて終了する外、生存配偶者が姻族關係を終了させる意思表示をしたときにも終了するものとしたこと、

(三) 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならぬという規定を設けたこと、

(四) 親族編第二章の「戸主及び家族」に関する現行法の規定を全部削除し、従つて従来の家族制度は、廢止され、民法上の家は、消滅することになつたこと、

(五) 婚姻年齡を男滿十八年、女滿十六年として、現行法よりも一年短引上げたこと、

(六) 法定の夫婦財產制を變更し

て、夫婦は、その資産收入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担するものとし、夫婦の一方が日常の家事に關して、第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について連帶してその責に任ずるものとしたこと、

(七) 親權は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行ふこととしたこと、

(八) 親族會に関する現行法の規定を削除して、親族會を廢止したこと、

(九) 家督相続に関する現行法の規定を削除して、家督相続の制度は、これを廢止したこと、

(一〇) 法定相続人の第一順位を直系卑屬となすことには變りがないが、第二順位を直系尊屬とし、第三順位に兄弟姉妹を加えた。そして被相続人の配偶者は、右の各相続人と同順位で、常に相続人となるものとしたこと、

(一一) 系譜、祭具及び墳墓の所有權は、遺産の相続と關係なく慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者が、これを承継するものとしたこと、

(一二) 同順位の相続人が數人ある場合に、その相続分を特に定めたと、

(一三) 共有となつた遺産の分割は、遺産に屬する物又は権利の性質及び種類、各相続人の職業その他一切の事情を考慮して、これをなすものとしたこと、

(一四) 遺留分は、法定相続人中の最後の順位にある兄弟姉妹には、これを認めないことにしたこと、その他十數項目に亘つている。

以上の改正は、いずれも、冒頭掲記の新憲法の大原則に適合するものである。

二、事件の利害得失
新憲法の規定する個人の人格の尊重、國民の平等、男女の同權等民事に関する大原則に即應するよ

うに民法の改正をなし、國民生活の全般を徹底的に民主主義に導く利益がある。

三、費用
この法律を施行するために、格別の費用を要しないけれども、本改正法律の趣旨を國民に周知せし

めるために、若干の費用を要する見込である。

民法の一部を改正する法律案に対する少數意見報告書
私は、左の理由によつて本法案に反對する。

理由
一、本案は、憲法第十四條のすべての國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により政治的、經濟的又は社会的關係において、差別されない。條項に違反の点があるから種種弊害を伴う。

二、立法上落ちの点があり弊害がある。

昭和三十二年十一月十四日
司法委員會
少數意見者 小川 友三
參議院議長松平恒雄殿

民法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和三十二年十月三十日
參議院議長 松岡 駒吉
參議院議長松平恒雄殿
(小字及び一は衆議院修正)

民法の一部を改正する法律案
昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

昭和三十二年十一月二十日
參議院會議録第五十三号
民法の一部を改正する法律案

第一條を第二條ノ三とし、第一編第一章の前に次の二條を加える。
 第一條 私権ハ総テ公共の福祉ノ爲メニ存ス
 權利ノ行使及ビ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第一條ノ二 本法ハ個人ノ尊嚴ト两性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘシ
 第七條中「裁判所」を「家事審判所」に改め、「戸主」を削る。
 第十條及び第十二條第二項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。
 第十四條乃至第十八條 削除
 第十九條第二項中「夫又ハ法定代理人ニ對シ」を「法定代理人ニ對シ其権限内ノ行爲ニ付キ」に改め、同項但書を削り、同條第四項中「及ビ妻」「又ハ夫ノ許可」「又ハ妻」及び「又ハ許可」を削る。
 第二十五條乃至第三十條及び第三十二條第一項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。
 第九十七條ノ二第四項中「区裁判所」を「簡易裁判所」に改める。
 第二百二十條第二項を削る。
 第二百二十四條第三項中「夫又ハ」を削る。

第二百五十九條第二項を削る。
 第二百五十九條ノ二 夫婦の一方カ他ノ一方ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス
 第七十一條及び第七十二條中「執達吏」を「執行吏」に改める。
 第三百八條第二項中「又ハ家族」を削る。
 第三百十條中並ニ家族」を削る。
 第四百五十條第一項第三号を削り、同條第二項中「又ハ第三号」を削る。
 第四編及び第五編を次のように改める。
 民法
 第四編 親族
 第一章 総則
 第二章 婚姻
 第一節 婚姻の成立
 第一款 婚姻の要件
 第二款 婚姻の無効及び取消
 第二節 婚姻の効力
 第三款 夫婦財産制
 第四節 離婚
 第一款 協議上の離婚

第二款 裁判上の離婚
 第三章 親子
 第一節 実子
 第二節 養子
 第一款 養子の要件
 第二款 養子の無効及び取消
 第三款 養子の効力
 第四款 離縁
 第四章 親権
 第一節 総則
 第二節 親権の効力
 第三款 親権の喪失
 第五章 後見
 第一節 後見の開始
 第二節 後見の機関
 第一款 後见人
 第二款 後見監督人
 第三節 後見の事務
 第四節 後見の終了
 第六章 扶養
 第五編 相続
 第一章 総則
 第二章 相続人
 第三款 相続の効力
 第一節 総則
 第二節 相続分
 第三節 遺産の分割
 第四章 相続の承認及び放棄

第一節 総則
 第二款 承認
 第三款 單純承認
 第四款 附定承認
 第三節 放棄
 第五章 財産の分離
 第六章 相続人の不存在
 第七章 遺言
 第一節 遺言
 第二款 遺言の方式
 第三款 特別の方式
 第四節 遺言の執行
 第五節 遺言の取消
 第八章 遺贈
 第四編 親族
 第一章 総則
 第七百二十五條 左に掲げる者は、これを親族とする。
 一 六親等内の血族
 二 配偶者
 三 三親等内の姻族
 第七百二十六條 親等は、親族間の世数を數えて、これを定める。
 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのぼり、その始祖から他の一人に下るまでの世数による。

第七百二十七條 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間における同一の親族關係を生ずる。
 第七百二十八條 姻族關係は、離婚によつて終了する。
 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族關係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。
 第七百二十九條 養子、その配偶者、直系卑屬及びその配偶者と養親及びその血族との親族關係は、離縁によつて終了する。
 第七百三十條 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならぬ。
 第二章 婚姻
 第一節 婚姻の成立
 第一款 婚姻の要件
 第七百三十一條 男は、満十八歳に、女は、満十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。
 第七百三十二條 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。
 第七百三十三條 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過したくない。

後でなければ、再婚をすることができない。

女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

第七百三十四條 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。但し、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

第七百三十五條 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。

第七百二十八條の規定によつて姻族関係が終了した後も、同様である。

第七百三十六條 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九條の規定によつて親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

第七百三十七條 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならぬ。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様である。

第七百三十八條 禁治産者が婚姻をするには、その後見人の同意を要しない。

第七百三十九條 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その効力を生ずる。

前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。

第七百四十條 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一條乃至第七百三十七條及び前條第二項の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

第七百四十一條 外國に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができ、この場合には、前二條の規定を準用する。

第二款 婚姻の無効及び取消

第七百四十二條 婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

一人違ふ他の事由によつて当

事者間に婚姻をする意思がないとき。

二 当事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を欠くだけであるときは、婚姻は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七百四十三條 婚姻は、第七百四十四條乃至第七百四十七條の規定によらなければ、これを取り消すことができない。

第七百四十四條 第七百三十一條乃至第七百三十六條の規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は檢察官から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、檢察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。

第七百三十二條又は第七百三十三條の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができる。

第七百四十五條 第七百三十一條の規定に違反した婚姻は、不適婚者が適婚に達したときは、その取消を請求することができない。

不適婚者は、適婚に達した後、

なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することができる。但し、適婚に達した後を追認をしたときは、この限りでない。

第七百四十六條 第七百三十三條の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第七百四十七條 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。

前項の取消権は、当事者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第七百四十八條 婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。

婚姻の当時その取消の原因があることを知らなかつた当事者が、婚姻によつて財産を得たときは、現に利益を受ける限度において、その返還をしなければならぬ。婚姻の当時その取消の原因があることを知つた当事者は、婚姻によつて得た利益の全部を返還し

なければならぬ。なお、相手方が善意であつたときは、これに対して損害を賠償する責に任ずる。

第七百四十九條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、婚姻の取消につきこれを準用する。

第二節 婚姻の効力

第七百五十條 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第七百五十一條 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができ、

第七百六十九條の規定は、前項及び第七百二十八條第二項の場合にこれを準用する。

第七百五十二條 夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならぬ。

第七百五十三條 未成年者が婚姻をしたときは、これによつて成年に達したものとみなす。

第七百五十四條 夫婦間で契約をしたときは、その契約は、婚姻中、何時でも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。但し、第三者の権利を害することができない。

第三節 夫婦財産制

第一款 総則

第七百五十五條 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産関係は、次の款に定めるところによる。

第七百五十六條 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなれば、これを夫婦の承継人及び第三者者に対抗することができない。

第七百五十七條 外國人が、夫の本國の法定財産制と異なる契約をした場合において、婚姻の後、日本の國籍を取得し、又は日本に住所を定めたとときは、一年以内にその契約を登記しなければ、日本においては、これを夫婦の承継人及び第三者者に対抗することができない。

第七百五十八條 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後、これを変更することができない。

夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家事審判所に請求することができ

る。

共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。

第七百五十九條 前條の規定又は契約の結果によつて、管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなれば、これを夫婦の承継人及び第三者者に対抗することができない。

第二款 法定財産制
第七百六十條 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

第七百六十一條 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について、連帯してその責に任ずる。但し、第三者に対し責に任じない旨を予告した場合は、この限りでない。

第七百六十二條 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚

第七百六十三條 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。

第七百六十四條 第七百三十八條、第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚にこれを準用する。

第七百六十五條 離婚の届出は、その離婚が第七百三十九條第二項及び第八百十九條第一項の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離婚は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七百六十六條 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができ

る。

前二項の規定は、監護の範圍外では、父母の権利義務に変更を生ずることがない。

第七百六十七條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。

第七百六十八條 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分與を請求することができる。

前項の規定による財産の分與について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家事審判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の類その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか並びに分與の類及び方法を定める。

第七百六十九條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八百九十七條第一項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他(関係人の協議で、その権

利を承継すべき者を定めなければならぬ。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第二款 裁判上の離婚

第七百七十條 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

- 一 配業者に不貞な行為があつたとき。
- 二 配業者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配業者の生死が三年以上明かでないとき。
- 四 配業者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。
- 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

裁判所は、前項第一号乃至第四号の事由があるときでも、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

第七百七十一條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、裁判上の離婚にこれを準用する。

る。

第三章 親子

第一節 妻子

第七百七十二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第七百七十三條 第七百三十三條第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前條の規定によつてその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。

第七百七十四條 第七百七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができない。

第七百七十五條 前條の否認権は、子又は親権を行つて母に対する訴によつてこれを行つて、親権を行つて母がないときは、家事審判所は、特別代理人を選任しなければならない。

第七百七十六條 夫が、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失ふ。

第七百七十七條 否認の訴は、夫が子の出生を知つた時から一年以内

にこれを提起しなければならない。

第七百七十八條 夫が禁治産者であるときは、前條の期間は、禁治産の取消があつた後夫が子の出生を知つた時から、これを起算する。

第七百七十九條 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知する事ができる。

第七百八十條 認知をするには、父又は母が無能力者であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

第七百八十一條 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてこれをする。

認知は、遺言によつても、これをする事ができる。

第七百八十二條 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。

第七百八十三條 父は、胎内に在る子でも、これを認知することができる。この場合には、母の承諾を得なければならない。

父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、これを認知することができる。この場合において、その直系卑属が

成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

第七百八十四條 認知は、出生の時存続かのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第七百八十五條 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。

第七百八十六條 子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる。

第七百八十七條 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができる。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

第七百八十八條 第七百六十六條の規定は、父が認知をする場合にこれを準用する。

第七百八十九條 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得する。

婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子たる身分を取得する。

前二項の規定は、子が既に死亡

した場合にこれを準用する。

第七百九十條 嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。嫡出でない子は、母の氏を称する。

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家事審判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができる。

子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前項の行爲をすることができ

る。前二項の規定によつて氏を改めたる未成年の子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができ

る。

第二節 養子

第一款 縁組の要件

第七百九十二條 成年に達した者は、養子とすることができる。

第七百九十三條 尊属又は年長者は、これを養子とすることができる。

第七百九十四條 後見人が被後見人を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。後見

人の任務が終了した後、また管理の計算が終わらない間も、同様である。

第七百九十五條 配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければならない。縁組をすることができない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十六條 前條の場合において、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、他の一方は、双方の名義で、縁組をすることができ

る。第七百九十七條 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、縁組の承諾をすることができ

る。第七百九十八條 未成年者を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十九條 第七百三十八條及び第七百三十九條の規定は、縁組にこれを準用する。

第八百條 縁組の届出は、その縁組が第七百九十二條乃至前條の規定その他の法令に違反しないことを

認めた後でなければ、これを受理することができない。

第八百一節 外国に在る日本人間で縁組をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができ、この場合には、第七百三十九條及び前條の規定を準用する。

第二款 縁組の無効及び取消

第八百二節 縁組は、左の場合に限り、無効とする。

一 人違その他の事由によつて當事者間に縁組をする意思がないとき。

二 當事者が縁組の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を欠くだけであるときは、縁組は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百三節 縁組は、第八百四條乃至第八百八條の規定によらなければ、これを取り消すことができない。

第八百四節 第七百九十二條の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、

養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百五節 第七百九十三條の規定に違反した縁組は、各當事者又はその親族から、その取消を裁判所に請求することができる。

第八百六節 第七百九十四條の規定に違反した縁組は、養子又は其実方の親族から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

追認は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した後、これをしなければ、その効力がない。

養子が、成年に達せず、又は能力を回復しない間に、管理の計算が終わつた場合には、第一項但書の期間は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した時から、これを起算する。

第八百七節 第七百九十八條の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代つて縁組の承諾をした者から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、養子が、成年に達した後六

箇月を経過し、又は追認したときは、この限りでない。

第八百八節 第七百四十七條及び第七百四十八條の規定は、縁組にこれを準用する。但し、第七百四十七條第二項の期間は、これを六箇月とする。

第七百六十九條及び第八百十六條の規定は、縁組の取消にこれを準用する。

第三款 縁組の効力

第八百九節 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得する。

第八百十節 養子は、養親の氏を称する。

第四款 離縁

第八百十一節 縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることができる。

養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子に代つて縁組の承諾をする権利を有する者との協議で、これをする。

養親が死亡した後、養子が離縁をしようとするときは、家事審判所の許可を得て、これを行うことができる。

第八百十二節 第七百三十八條、第

七百三十九條、第七百四十七條及び第八百八節第一項但書の規定は、協議上の離縁にこれを準用する。

第八百十三節 離縁の届出は、その離縁が第七百三十九條第二項及び第八百十二條の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。

離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離縁は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百十四節 縁組の当事者の一方は、左の場合に限り、離縁の訴を提起することができる。

- 一 他の一方から悪意で遺棄されたとき。
- 二 養子の生死が三年以上明かでないとき。
- 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。

第七百七十條第二項の規定は、前項第一号及び第二号の場合にこれを準用する。

第八百十五節 養子が満十五歳に達しない間は、その縁組につき承諾権を有する者から、離縁の訴を提

起することができる。

第八百十六節 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復する。

第四章 親権

第一節 総則

第八百十八節 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

子が養子であるときは、養親の親権に服する。

親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権を行うことができなるときは、他の一方が、これを行う。

第八百十九節 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母がこれを行う。但し、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

父が認知した子に対する親権

は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父がこれを行ふ。

第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができ。

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他の一方に変更することができる。

第二節 親権の効力

第八百二十條 親権を行ふ者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負ふ。

第八百二十一條 子は、親権を行ふ者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

第八百二十二條 親権を行ふ者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家事審判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家事審判所がこれを定める。但し、この期間は、親権を行ふ者の請求によつ

て、何時でも、これを短縮することができる。

第八百二十三條 子は、親権を行ふ者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

親権を行ふ者は、第六條第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができ。

第八百二十四條 親権を行ふ者は、子の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。但し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第八百二十五條 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし、又は子のこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときでも、これがために、その効力を妨げられることがない。但し、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第八百二十六條 親権を行ふ父又は母とその子と利益が相反する行為については、親権を行ふ者は、その子のために特別代理人を選任することを家事審判所に請求しなければならない。

親権を行ふ者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、その一方のために、前項の規定を准用する。

第八百二十七條 親権を行ふ者は、自己のためにすると同一の注意を以て、その管理権を行わなければならない。

第八百二十八條 子が成年に達したときは、親権を行つた者は、滞滯なくその管理の計算をしなければならぬ。但し、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとみなす。

第八百二十九條 前條但書の規定は、無償で子に財産を與える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。

第八百三十條 無償で子に財産を與える第三者が、親権を行ふ父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は

は母の管理に属しないものとする。

前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家事審判所は、子、その親族又は檢察官の請求によつて、その管理者を選任する。

第八百三十一條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、親権を行ふ者が子の財産を管理する場合及び前條の場合にこれを准用する。

第八百三十二條 親権を行つた者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理権が消滅した時から五年間これを行わな

ときは、時効によつて消滅する。子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から、これを起算する。

第八百三十三條 親権を行ふ者は、その親権に服する子に代わつて親権を行ふ。

第三節 親権の喪失

第八百三十四條 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。

第八百三十五條 親権を行ふ父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。

第八百三十六條 前二條に定める原因が止んだときは、家事審判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。

第八百三十七條 親権を行ふ父又は母は、やむを得ない理由があると

きは、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができ。

前項の事由が止んだときは、父又は母は、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。

第五章 後見

第一節 後見の開始

第八百三十八條 後見は、左の場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行つ者がなく、又は親権を行つ者が管理権を有しないとき。

二 禁治産の宣告があつたとき。

第二節 後見の機関

第一款 後見人

第八百三十九條 未成年者に対して最後に親権を行つ者は、遺言で、後見人を指定することができる。

但し、管理権を有しない者は、この限りでない。

親権を行つ父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人の指定をすることができる。

第八百四十條 夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

第八百四十一條 前二條の規定によつて後見人となるべき者がなく、

きは、家事審判所は、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、後見人を選任する。後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十二條 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、後見人がその任務を辞し、又は父若しくは母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要が生じたときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第八百四十三條 後見人は、一人であらなければならない。

第八百四十四條 後見人は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

第八百四十五條 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家事審判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができる。

第八百四十六條 左に掲げる者は、後見人となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 家事審判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人

四 破産者

五 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

六 行方の知れない者

第八百四十七條 第八百四十條乃至前條の規定は、保佐人にこれを準用する。

保佐人又はその代表する者と準禁治産者との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第八百四十八條 後見人を指定することができる者は、遺言で、後見監督人を指定することができる。

第八百四十九條 前條の規定によつて指定した後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家事審判所は、被後見人の親族は後見人の請求によつて、後見監督人を選任することができる。

後見監督人の欠けた場合も、同様である。

血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

第八百五十一條 後見監督人の職務は、左の通りである。

一 後見人の事務を監督すること。

二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家事審判所に請求すること。

三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。

四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

第八百五十二條 第六百四十四條及び第八百四十四條乃至第八百四十六條の規定は、後見監督人にこれを準用する。

第八百五十三條 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に著手し、一箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならない。但し、この期間は、家事審判所において、これを延長することができる。

第八百五十四條 後見人は、目録の調製を終るまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。但し、これを善意の第三者に對抗することができない。

第八百五十五條 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に著手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

の立会を以てこれをしなければ、その効力がない。

第八百五十六條 前二條の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合にはこれを準用する。

第八百五十七條 未成年者の後見人は、第八百二十條乃至第八百二十三條に規定する事項について、親権を行つ者と同一の権利義務を有する。但し、親権を行つ者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年者を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、後見監督

人があるときは、その同意を得なければならぬ。
第八百五十八條 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に應じて、その療養看護に努めなければならぬ。

禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するには、家事審判所の許可を得なければならぬ。
第八百五十九條 後見人は、被後見人の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為について後見人を代表する。

第八百二十四條但書の規定は前項の場合にこれを準用する。
第八百六十條 第八百二十六條の規定は、後見人にこれを準用する。但し、後見監督人がある場合は、この限りでない。

第八百六十一條 後見人は、その就職の初において、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。
第八百六十二條 家事審判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に與

えることができる。
第八百六十三條 後見監督人又は家事審判所は、何時でも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

家事審判所は、後見監督人、被後見人の親族その他の利害關係人の請求によつて、又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることが出来る。
第八百六十四條 後見人が、被後見人に代わつて營業若しくは第十二條第一項に掲げる行為をし、又は未成年者がこれをするに同意するに、後見監督人があるときは、その同意を得なければならぬ。但し、元本の領收については、この限りでない。

第八百六十五條 後見人が、前條の規定に違反してし、又は同意を與えた行為は、被後見人又は後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。
前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十六條 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。
前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十七條 後見人は、未成年者に代わつて親権を行う。
第八百五十三條乃至第八百五十七條及び第八百六十一條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。
第八百六十八條 親権を行つた者が管理権を有しない場合には、後見人は、財産に関する権限のみを有する。

第八百六十九條 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見人にこれを準用する。
第四節 後見の終了
第八百七十條 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならない。但し、この期間は、家事審判所において、これを延長することができる。

第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。
第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に對してした單獨行為も、同様である。
第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百七十三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。
後見人が自己のため被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。
第八百七十四條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、後見人にこれを準用する。
第八百七十五條 第八百三十二條に

定める効力は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に關して生じた債權にこれを準用する。
前項の効力は、第八百七十二條の規定によつて法律行為を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。
第八百七十六條 前條第一項の規定は、保佐人と禁治産者との間にこれを準用する。

第六章 扶養
第八百七十七條 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。
家事審判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その審判を取り消すことができる。
第八百七十八條 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないと

これを伸長することができる。
第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。
第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に對してした單獨行為も、同様である。
第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百七十三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。
後見人が自己のため被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。
第八百七十四條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、後見人にこれを準用する。
第八百七十五條 第八百三十二條に

これを伸長することができる。
第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。
第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に對してした單獨行為も、同様である。
第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百七十三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。
後見人が自己のため被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。
第八百七十四條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、後見人にこれを準用する。
第八百七十五條 第八百三十二條に

これを伸長することができる。
第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。
第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に對してした單獨行為も、同様である。
第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

これを伸長することができる。
第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。
第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に對してした單獨行為も、同様である。
第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

きは、家事審判所が、これを定め
る。扶養を受ける権利のある者が数
人ある場合において、扶養義務者
の資力がその全員を扶養するに足
りないとき、扶養を受けるべき者
の順序についても、同様である。

第八百七十九條 扶養の程度又は方
法について、当事者間に協議が調
わないとき、又は協議をすること
ができないときは、扶養権利者の
需要、扶養義務者の資力その他一
切の事情を考慮して、家事裁判所
が、これを定める。

第八百八十條 扶養をすべき者若し
くは扶養を受けるべき者の順序又
は扶養の程度若しくは方法につ
いて協議又は審判があつた後事情に
変更を生じたときは、家事審判所
は、その協議又は審判の変更又は
取消をすることができる。

第八百八十一條 扶養を受ける権利
は、これを処分することができる。
第五編 相続
第一章 総則
第八百八十二條 相続は、死亡によ
つて開始する。
第八百八十三條 相続は、被相続人
の住所において開始する。

第八百八十四條 相続回復の請求權
は、相続人又はその法定代理人が
相続権を侵害された事実を知つた
時から五年間これを行使しないとき
は、時効によつて消滅する。相続開
始の時から二十年を経過したとき
も、同様である。

第八百八十五條 相続財産に関する
費用は、その財産の中から、これ
を支弁する。但し、相続人の過失
によるものは、この限りでない。
前項の費用は、遺留分権利者が
贈與の減殺によつて得た財産を以
て、これを支弁することを要しな
い。

第二章 相続人
第八百八十六條 胎児は、相続につ
いては、既に生まれたものとみな
す。
前項の規定は、胎児が死体で生
まれたときは、これを適用しな
い。

第八百八十七條 被相続人の直系卑
属は、左の規定に従つて相続人と
なる。
一 親等の異なつた者の間では、
その近い者を先にする。
二 親等の同じである者は、同順
位で相続人となる。

第八百八十八條 前條の規定によつ
て相続人となるべき者が、相続の
開始前に、死亡し、又はその相続
権を失つた場合において、その者
に直系卑属があるときは、その直
系卑属は、前條の規定に従つてそ
の者と同順位で相続人となる。
前項の規定の適用については、
胎児は、既に生まれたものとみな
す。但し、死体で生まれたときは、
この限りでない。

第八百八十九條 左に掲げる者は、
前二條の規定によつて相続人とな
るべき者がない場合には、左の順
位に従つて相続人となる。
第一 直系尊属
第二 兄弟姉妹
第八百八十七條の規定は、前項第
一号の場合に、同條第二号及び前
條の規定は、前項第二号の場合に
これを準用する。

第八百九十條 被相続人の配偶者
は、常に相続人となる。この場合
において、前三條の規定によつて
相続人となるべき者があるとき
は、その者と同順位とする。
第八百九十一條 左に掲げる者は、
相続人となることができない。
一 故意に被相続人又は相続につ

いて先順位若しくは同順位に在
る者を死亡するに至らせ、又は
至らせようとしたために、刑に
処せられた者
二 被相続人の殺害されたことを
知つて、これを告発せず、又は
告訴しなかつた者。但し、その
者に其非の弁別がないとき、又
は殺害者が自己の配偶者若しく
は直系血族であつたときは、こ
の限りでない。
三 詐欺又は強迫によつて、被相
続人が相続に関する遺言をし、
これを取り消し、又はこれを更
更することを妨げた者
四 詐欺又は強迫によつて、被相
続人に相続に関する遺言をさせ、
これを取り消させ、又はこ
れを変更させた者
五 相続に関する被相続人の遺言
書を偽造し、変造し、破棄し、
又は隠匿した者

第八百九十二條 遺留分を有する推
定相続人が、被相続人に対して虐待
をし、若しくはこれに重大な侮辱
を加えたとき、又は推定相続人に
その他の著しい非行があつたとき
は、被相続人は、その推定相続人の
廢除を家事審判所に請求すること
ができる。

第八百九十三條 被相続人が遺言で
推定相続人を廢除する意思表示
したときは、遺言執行者は、その
遺言が効力を生じた後、遅滞なく
家事審判所に廢除の請求をしなけ
ればならない。この場合におい
て、廢除は、被相続人の死亡の時
に、さかのぼつてその効力を生ず
る。
第八百九十四條 被相続人は、何時
でも、推定相続人の廢除の取消を
家事審判所に請求することができる。
前條の規定は、廢除の取消にこ
れを準用する。

第八百九十五條 推定相続人の廢除
又はその取消の請求があつた後そ
の審判が確定する前に相続が開始
したときは、家事審判所は、親
族、利害關係人又は檢察官の請求
によつて、遺産の管理について必
要な処分を命ずることができる。
廢除の遺言があつたときも、同様
である。
家事審判所が管理人を選任した
場合には、第二十七條乃至第二十
九條の規定を準用する。

第三章 相続の効力

第一節 総則

第八百九十六條 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。

但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第八百九十七條 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。

但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第八百九十八條 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八百九十九條 各共同相続人は、その相続分に應じて被相続人の権利義務を承継す。

第二節 相続分

第九百條 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑属及び配偶者が相続人

であるときは、直系卑属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四 直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない直系卑属の相続分は、嫡出である直系卑属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第九百一條 第八百八十八條の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであつた部分について、前條の規定に従つてその相続分を定める。

前項の規定は、第八百八十九條第二項の規定によつて兄弟姉妹の直系卑属が相続人となる場合にこれを準用する。

第九百二條 被相続人は、前二條の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することが出来る。但し、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二條の規定によつてこれを定める。

第九百三條 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈與を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈與に價額を加えたものを相続財産とみなし、前三條の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈與の價額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

遺贈又は贈與の價額が、相続分の價額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

被相続人が前三項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。

第九百四條 前條に掲げる贈與の價額は、受贈者の行爲によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその價額の増減があつたときでも、相続開始の當時なお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

第九百五條 共同相続人の一人が分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その價額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

前項に定める権利は、一箇月以内にこれを行わなければならない。

第九百六條 遺産の分割は、遺産に

属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九百七條 共同相続人は、第九百八條の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議が、遺産の分割をすることが出来る。

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わなるとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家事審判所に請求することが出来る。

前項の場合において特別の事由があるときは、家事審判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることが出来る。

第九百八條 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることが出来る。

第九百九條 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することができない。

第九百十條 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、價額のみによる支拂の請求権を有する。

第九百十一條 各共同相続人は、他の共同相続人に対して、賣主と同じく、その相続分に應じて担保の責に任ずる。

第九百十二條 各共同相続人は、その相続分に應じ、他の共同相続人が分割によつて受けた債権について、分割の当時における債務者の資力を担保する。

弁済期に至らない債権及び停止条件附の債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。

第九百十三條 担保の責に任ずる共同相続人中に償還をする資力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、各、その相続分に應じてこれを分担する。

但し、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。

第九百十四條 前三條の規定は、被

相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、これを適用しない。

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 総則

第九百十五條 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内、單純若しくは限定の承認又は放棄をしな

ければならない。但し、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家事審判所において、これを伸長することができる。

相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることが

第九百十六條 相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、前條第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続を開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十七條 相続人が無能力者であるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が無能力者のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十八條 相続人は、その固有財産におけると同一の注意を以

て、相続財産を管理しなければならぬ。但し、承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、何時でも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることが出来る。

家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第九百十九條 承認及び放棄は、第九百十五條第一項の期間内でも、これを取り消すことが出来ない。

前項の規定は、第一編及び前編の規定によつて承認又は放棄の取消をすることを妨げない。但し、その取消権は、追認をすることが出来る時から六箇月間これを行わないときは、時効によつて消滅する。承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様である。

第二節 承認

第一款 單純承認

第九百二十條 相続人が單純承認をしたときは、無限に被相続人の權利義務を承継する。

第九百二十一條 左に掲げる場合には、相続人は、單純承認をしたものとみなす。

一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。但し、保存行為及び第六百二條に定める期間を超えない賃貸をすること

は、この限りでない。

二 相続人が第九百十五條第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。

三 相続人が、限定承認又は放棄をした後でも、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相続人が放棄をしたことによつて相続人となつた者が承認をした後は、この限りでない。

第二款 限定承認

第九百二十二條 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることが出来る。

第九百二十三條 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

第九百二十四條 相続人が限定承認をしようとするときは、第九百十

五條第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家事審判所に提出し、限定承認をする旨を申述しななければならない。

第九百二十五條 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した權利義務は、消滅しなかつたものとみなす。

第九百二十六條 限定承認者は、その固有財産におけると同一の注意を以て、相続財産の管理を継続しななければならない。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十七條 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十八條 限定承認者は、前

條第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

第九百二十九條 第九百二十七條第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産を以て、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各、その債権額の割合に応じて弁済をしなければならぬ。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條 限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、前條の規定によつてこれを弁済しなければならぬ。

條件附の債権又は存続期間の不確定な債権は、家事審判所が選任した鑑定人の評價に従つて、これを弁済しなければならない。

第九百三十一條 限定承認者は、前二條の規定によつて各債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

第九百三十二條 前三條の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を質却する必要があるときは、限定承認者は、これを競賣に付しななければならない。但し、家事審判所

が選任した鑑定人の評價に従ひ相続財産の全部又は一部の債権を弁済して、その競賣を止めることができる。

第九百三十三條 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競賣又は鑑定に参加することができる。この場合には、第二百六十條第二項の規定を準用する。

第九百三十四條 限定承認者が、第九百二十七條に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同條第一項の期間内にある債権者若しくは受遺者に弁済をしたことによつて他の債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。第九百二十九條乃至第九百三十一條の規定に違反して弁済をしたときも、同様である。

前項の規定は、情を知つて不当に弁済を受けた債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げない。

第七百二十四條の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。

第九百三十五條 第九百二十七條第一項の期間内に申し出なかつた債

権者及び受遺者で限定承認者に知らなかつたものは、残余財産についてのみその権利を行うことができる。但し、相続財産について特別担保を有する者は、この限りでない。

第九百三十六條 相続人が数人ある場合には、家事審判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行爲をする。

第九百二十六條乃至前條の規定は、管理人にこれを準用する。但し、第九百二十七條第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。

第九百三十七條 限定承認をした共同相続人の一人又は数人について第九百二十一條第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て弁済を受けることができなかつた債権額について、その者に対し、その相続分に應じて権利を行うことができる。

第三節 放棄

第九百三十八條 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家事審判所に申述しなければならない。

第九百三十九條 放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に應じてこれに歸属する。

第九百四十條 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産における同一の注意を以て、その財産の管理を怠りなければならない。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五章 財産の分離

第九百四十一條 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家事審判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合し

ない間は、その期間の満了後でも、同様である。

家事審判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百四十二條 財産分離の請求をした者及び前條第二項の規定によつて配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先だつて弁済を受ける。

第九百四十三條 財産分離の請求があつたときは、家事審判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。

家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第九十九條の規定を準用する。

第九百四十四條 相続人は、單純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならぬ。但し、家事審判所が管

理人を選任したときは、この限りでない。

第六百四十五條乃至第六百四十七條及び第六百五十條第一項、第二項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第九百四十五條 財産の分離は、不動産については、その登記をしなければ、これを第三者に対抗することができない。

第九百四十六條 第三百四條の規定は、財産分離の場合にこれを準用する。

第九百四十七條 相続人は、第九百四十一條第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九百四十一條第二項の期間の満了後に、相続財産を以て、財産分離の請求又は配当加入の申出をした債権者及び受遺者に、各、その債権額の割合に應じて弁済をしなければならぬ。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百四十八條 財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産を以て全部の弁済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行うことができる。

この場合には、相続人の債権者は、その者に先だつて弁済を受けることができる。

第九百四十九條 相続人は、その固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相當の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。但し、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。

第九百五十條 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混同しない間は、その債権者は、家事審判所に対して財産分離の請求をすることができる。

第三百四條、第九百二十五條、第九百二十七條乃至第九百三十四條、第九百四十三條乃至第九百四

十五條及び第九百四十八條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百二十七條に定める公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がこれをしなければならぬ。

第六章 相続人の不存在
第九百五十一條 相続人のあることで明かでないときは、相続財産は、これを法人とする。

第九百五十二條 前項の場合には、家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の管理人を選任しなければならぬ。

家事審判所は、遅滞なく管理人の選任を公告しなければならぬ。

第九百五十三條 第二十七條乃至第二十九條の規定は、相続財産の管理人にこれを準用する。

第九百五十四條 管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならぬ。

爲の効力を妨げない。

第九百五十六條 管理人の代理權は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

前項の場合には、管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならぬ。

第九百五十七條 第九百五十二條第二項に定める公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明かにならなかつたときは、管理人は、遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項、第三項及び第九百二十八條乃至第九百三十五條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百三十二條但書の規定は、この限りでない。

第九百五十八條 前條第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家事審判所は、管理人又は檢察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならぬ。但

人、その期間は、一年を下ることができない。

第九百五十九條 前條の期間内に相続人である権利を主張する者がな

いときは、相続財産は、國庫に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

相続債権者及び受遺者は、國庫に対してその権利を行うことができ

ない。

第七章 遺言
第一節 總則

第九百六十條 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これをするることができない。

第九百六十一條 満十五歳に達した者は、遺言をすることができる。

第九百六十二條、第四條、第九條及び第十二條の規定は、遺言には、これを適用しない。

第九百六十三條 遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならぬ。

第九百六十四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができ

る。但し、遺留分に関する規定に違反することができない。

第九百六十五條 第八百八十六條及び第九百九十一條の規定は、受遺者にこれを準用する。

第九百六十六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、これを適用しない。

第二節 遺言の方式

第一款 普通的方式

第九百六十七條 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてこれをしなければならぬ。但し、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

第九百六十八條 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならぬ。

自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を附記して特にこれを署名し、且つ、その変更の場所に印をおさなければ、その効力がない。

第九百六十九條 公正証書によつて

遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 証人二人以上の立会があること。

二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。

三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせること。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印をおすこと。但し、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を附記して、署名に代えることができる。

五 公証人が、その証書は前四号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を附記して、これに署名し、印をおすこと。

第九百七十條 秘密証書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その証書に署名し、印をおすこと。

二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章を以てこれを封印すること。

三 遺言者が、公証人一人及び証

人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四 公証人が、その証書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印をおすこと。

第九百六十八條第二項の規定は、秘密証書による遺言にこれを準用する。

第九百七十一條 秘密証書による遺言は、前條に定める方式に欠けるものがあつても、第九百六十八條の方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。

第九百七十二條 言語を発することのできない者が秘密証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を封紙に自書して、第九百七十條第一項第三号の申述に代えなければならない。

公証人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨を封紙に記載して、申述の記載に代えなければならない。

第九百七十三條 禁治産者が本心に復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会がなければならない。

遺言に立ち会つた医師は、遺言者が遺言をする時において心神喪失の状況になかつた旨を遺言書に附記して、これに署名し、印をおさなければならない。但し、秘密証書によつて遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印をおさなければならない。

第九百七十四條 左に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることのできない。

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族

四 公証人の配偶者、四親等内の親族、筆生及び雇人

第九百七十五條 遺言は、二人以上の者が同一の証書でこれをするのできない。

第二款 特別的方式

第九百七十六條 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、証人

三人以上の立会を以て、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをするのできる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印をおさなければならない。

前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から、二十日以内に証人の一人又は利害関係人から家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。

家事審判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

第九百七十七條 傳染病のため行政処分によつて交通を断られた場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会を以て遺言書を作ることができない。

第九百七十八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会を以て遺言書を作ることができない。

第九百七十九條 船舶遭難の場合において、船舶中に在つて死亡の危急に迫つた者は、証人二人以上の

立会を以て口頭で遺言をすることが出来る。

前項の規定に従つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印をおし、且つ、証人の一人又は利害関係人から遡滞なく家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力が無い。

第九百七十六條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百八十條 第九百七十七條及び第九百七十八條の場合には、遺言者、筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印をおさなければならぬ。

第九百八十一條 第九百七十七條乃至第九百七十九條の場合において、署名又は印をおすことのできない者があるときは、立会人又は証人は、その事由を附記しなければならぬ。

第九百八十二條 第九百六十八條第二項及び第九百七十三條乃至第九百七十五條の規定は、第九百七十六條乃至前條の規定による遺言にこれを準用する。

第九百八十三條 第九百七十六條乃

至前條の規定によつてした遺言は、遺言者が普通の方式によつて遺言をすることが出来るようになつた時から六箇月間生存するときは、その効力が無い。

第九百八十四條 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によつて遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事がこれを行ふ。

第九百八十五條 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。遺言に停止条件を附した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。

第九百八十六條 受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることが出来る。

遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第九百八十七條 遺贈義務者その他の利害関係人は、相当の期間を定め、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することが出来る。若し、受遺者が

その期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

第九百八十八條 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄をすることが出来る。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百八十九條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことが出来ない。

第九百九十條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことが出来ない。

第九百九十一條 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を請求することが出来る。停止条件附の遺贈についてその条件の成否が未定である間も、同様である。

第九百九十二條 受遺者は、遺贈の履行を請求することが出来る時から果実を取得する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百九十三條 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を出したときは、第二百九十九條の規定を準用する。

第九百九十四條 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

第九百九十五條 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力がなくなつたときは、受遺者が受けるべきであつたものは、相続人に帰属する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第九百九十六條 遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時ににおいて相続財産に属しなかつたときは、その効力を生じない。但し、その権利が相続財産に属すると屬し

第九百九十七條 相続財産に属しないとはかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認むべきときは、この限りでない。

第九百九十八條 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者が追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、賣主と同じく、担保の責に任ずる。

前項の場合において、物に瑕疵があつたときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物を以てこれに代えなければならない。

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは毀滅又はその占有の喪失によつて第三者に対して債金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的とし

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは毀滅又はその占有の喪失によつて第三者に対して債金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的とし

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは毀滅又はその占有の喪失によつて第三者に対して債金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的とし

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは毀滅又はその占有の喪失によつて第三者に対して債金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的とし

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは毀滅又はその占有の喪失によつて第三者に対して債金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的とし

たものと推定する。

遺贈の目的物が、他の物と附合し、又は混和した場合において、遺言者が第二百四十三條乃至第二百四十五條の規定によつて合成物又は混和物の単独所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有權又は共有權を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千條 遺贈の目的たる物又は權利が遺言者の死亡の時に於いて第三者の權利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその權利を消滅させるべき旨を請求することができない。但し、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

第一千一條 債權を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、且つ、その受け取つた物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

金錢を目的とする債權については、相続財産中にその債權額に相當する金錢がないときでも、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

第一千二條 負担附遺贈を受けた者は、遺贈の目的の價値を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責に任ずる。

受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者が、自ら受遺者となることができ、但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千三條 負担附遺贈の目的の價額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に應じてその負担した義務を免かれる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第四節 遺言の執行

第一千四條 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家事審判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後、同様である。

前項の規定は、公正証書による遺言には、これを適用しない。封印のある遺言書は、家事審判所において相続人又はその代理人

の立会を以てしなければならない。開封することができない。

第一千五條 前條の規定によつて遺言書提出することを怠り、その検認を得ないで遺言を執行し、又は家事審判所外においてその開封をした者は、二百円以下の過料に処せられる。

第一千六條 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができ、遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。

遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞せうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。

第一千七條 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第一千八條 相続人その他の利害關係人は、相當の期間を定め、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を遺言執行者に催告することができる。若し、遺言執行者が、その期間内に、相続人に

對して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

第一千九條 無能力者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

第一千十條 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家事審判所は、利害關係人の請求によつて、これを選任することができる。

第一千十一條 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を調製して、これを相続人に交付しなければならない。

遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会を以て財産目録を調製し、又は公証人にこれを調製させなければならない。

第一千十二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行爲をする権利義務を有する。

が特定財産に関する場合には、その財産についてのみこれを適用する。

第一千十五條 遺言執行者は、これを相続人の代理人とみなす。

第一千十六條 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。但し、遺言者がその遺言に對の意思を表示したときは、この限りでない。

遺言執行者が前項但書の規定によつて第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第一百五條に定める責任を負う。

第一千十七條 数人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行爲をすることができ、第一千十八條 家事審判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。

遺言執行者が報酬を受けるべき場合には、第六百四十八條第二項及び第三項の規定を準用する。

第一千九條 遺言執行者がその任務を怠つたときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家事審判所に請求することができる。

遺言執行者は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辞することができ

第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合にこれを準用する。

第一千二十一條 遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。但し、これによつて遺留分を減ずることができない。

第五節 遺言の取消
第一千二十二條 遺言者は、何時でも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取り消すことができる。

第一千二十三條 前の遺言と後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

前項の規定は、遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合にこれを準用する。

第一千二十四條 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様である。

第一千二十五條 前三條の規定によつて取り消された遺言は、その取消の行為が、取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときでも、その効力を回復しない。但し、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

第一千二十六條 遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができない。

第一千二十七條 負担附贈贈を受けた者がその負担をした義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家事審判所に請求することができる。

第八章 遺留分
第一千二十八條 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受ける。

一 直系単属のみが相続人であるとき、又は直系単属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一
二 その他の場合には、被相続人の財産の三分の一

第一千二十九條 遺留分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈與した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。

條件附の権利又は存続期間の不確定な権利は、家事審判所が選定した鑑定人の評價に従つて、その価格を定める。

第一千三十條 贈與は、相続開始前の一年間にしたものに限る。前條の規定によつてその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈與をしたときは、一年前にしたものでも、同様である。

第一千三十一條 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するために必要な限度で、遺留及び前條に掲げる贈與の減殺を請求することができる。

第一千三十二條 條件附の権利又は存続期間の不確定な権利を贈與又は遺贈の目的とした場合において、その贈與又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第一千二十九條第二項の規定によつて定められた価格に従ひ、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならぬ。

第一千三十三條 贈與は、遺贈を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第一千三十四條 遺贈は、その目的の價額の割合に應じてこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従ふ。

第一千三十五條 贈與の減殺は、後の贈與から始め、順次に前の贈與に及ぶ。

第一千三十六條 受遺者は、その返還すべき財産の外、なお、減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならぬ。

第一千三十七條 減殺を受けるべき受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

第一千三十八條 負担附贈與は、その目的の價額の中から負担の價額を

控除したものについて、その減殺を請求することができる。

第一千三十九條 不相当な対價を以てした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つてしたものに限り、これを贈與とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その對價を償還しなければならぬ。

第一千四十條 減殺を受けるべき受贈者が贈與の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその價額を弁償しなければならぬ。但し、讓受人が讓渡の当時遺留分権利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分権利者は、これに對しても減殺を請求することができる。

前項の規定は、受贈者が贈與の目的の上に権利を設定した場合にこれを準用する。

第一千四十一條 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈與又は遺贈の目的の價額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

前項の規定は、前條等を項但書の場合にこれを準用する。

第千四十二條 被殺の請求権は、遺

留分権利者が、相続の開始及び滅
殺すべき贈與又は遺贈があつたこ
とを知つた時から、一年間これを
行わないときは、時効によつて消
滅する。相続の開始の時から十年
を経過したときも、同様である。

第千四十三條 相続の開始前におけ
る遺留分の放棄は、家事審判所の
許可を受けたときに限り、その効
力を生ずる。

共同相続人の一人のした遺留分
の放棄は、他の各共同相続人の遺
留分に影響を及ぼさない。

第千四十四條 第八百八十八條、第
九百條、第九百一一條、第九百三條
及び第九百四條の規定は、遺留分
にこれを準用する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年
一月一日から、これを施行する。

第二條 明治三十五年法律第三十七
号は、これを廃止する。

第三條 この附則で、新法とは、こ
の法律による改正後の民法をい
い、旧法とは、従前の民法をい
い、應急措置法とは、昭和二十二
年法律第七十四号をいう。

第四條 新法は、別段の規定のある

場合を除いては、新法施行前に生

じた事項にもこれを適用する。但
し、旧法及び應急措置法によつて
生じた効力を妨げない。

第五條 應急措置法施行前に妻が旧
法第十四條第一項の規定に違反し
てした行為は、これを取り消すこ
とができない。

第六條 應急措置法施行前にした隠
居が旧法によつて取り消すことが
できる場合には、なお、旧法によ
つてこれを取り消すことができ
る。この場合には、旧法第七百六
十條の規定を適用する。

第七條 應急措置法施行前に隠居又
は入夫婚姻による戸主権の喪失が
あつた場合には、なお、旧法第七
百六十一條の規定を適用する。

第八條 新法施行前にした婚姻が旧
法によつて取り消すことができる
場合でも、その取消の原因である
事項が新法に定めてないときは、
その婚姻は、これを取り消すこと
ができない。

第九條 新法第七百六十四條におい
て準用する新法第七百四十七條第
二項の期間は、当事者が、新法施
行前に、詐欺を窺見し、又は強迫
を免かれた場合には、新法施行の

日から、これを起算する。

第十條 日本國憲法施行後新法施行
前に離婚した者の一方は、新法第
七百六十八條の規定に従い相手方
に對して財産の分與を請求するこ
とができる。

前項の規定は、婚姻の取消につ
いてこれを準用する。

第十一條 新法施行前に生じた事実
を原因とする離婚の請求につい
ては、なお、従前の例による。

新法第七百七十條第二項の規定
は、前項の場合にこれを準用する。

第十二條 應急措置法施行前に未成
年の子が旧法第七百三十七條又は
第七百三十八條の規定によつて父
又は母の家に入つた場合には、そ
の子は、成年に達した時から一年
以内に従前の氏に復することがで
きる。その子が新法施行前に成年
に達した場合において、新法施行
後一年以内も、同様である。

第十三條 第八條、第九條及び第十
一條の規定は、養子縁組について
これを準用する。

第十四條 新法施行の際、現に、婚
姻中でない父母が、共同して未成
年の子に對して親権を行つている
場合には、新法施行後も、引き続き

き共同して親権を行う。但し、父

母は、協議でその一方を親権者と
定めることができる。

前項但書の協議が調わないと
き、又は協議をすることができな
いときは、家事審判所は、父又は
母の請求によつて協議に代わる審
判をすることができる。

新法第八百十九條第六項の規定
は、第一項但書又は前項の規定に
よつて親権者が定められた場合に
これを準用する。

第十五條 應急措置法施行前に、親
権を行う母が、旧法第八百八十六
條の規定に違反してし、又は同意
を與へた行為は、これを取り消す
ことができない。

第十六條 第二十一條の規定は、應
急措置法施行前に親権を行つてい
た継父、継母又は嫡母についてこ
れを準用する。

第十七條 新法施行前に親族会員と
親権に服した子との間に財産の管
理について生じた債権について
は、なお、旧法第八百九十四條の
規定を適用する。

第十八條 新法施行前に母が旧法の
規定によつて子の財産の管理を辭
した場合には、新法施行の際

その子のためにまだ後見が開始し

ていないときは、その辭任は、新
法施行後は、その効力を有しない。

第十九條 新法施行の際現に旧法第
九百二條の規定によつて父母の一
方が後見人であるとき、又は旧法
第九百四條の規定によつて選任さ
れた後見人があるときは、その後
見人は、新法施行のため、当然に
はその地位を失ふことはない。但
し、新法施行によつて後見が終了
し、又は新法による法定後見人が
あるときは、当然その地位を失ふ。

第二十條 前條の規定は、後見監督
人及び保佐人についてこれを準用
する。

第二十一條 新法施行前に、後見人
が、旧法第九百二十九條の規定に
違反してし、又は同意を與へた行
爲は、なお、旧法によつてこれを
取り消すことができる。

第二十二條 第十七條の規定は、親
族会員と被後見人又は準禁治産者
との間にこれを準用する。

第二十三條 新法施行前にされた親
族会の決議に對する不服について
は、なお、旧法を適用する。

前項の規定によつて親族会の決
議を取り消す判決が確定した場合

でも、親族会であらたに決議をすることは、これを認めない。

第二十四條 新法施行前に扶養に關してされた判決については、新法第八百八十條の規定を準用する。

第二十五條 應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。

應急措置法施行前に家督相続が開始し、新法施行後に旧法によれば家督相続人を選定しなければならぬ場合には、その相続に關しては、新法を適用する。但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に關しては開始しなかつたものとみなし、第二十八條の規定を準用する。

第二十六條 應急措置法施行の際における戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者である場合には、その家の家附の継子は、新法施行後に開始する相続に關しては、嫡出である子と同一の権利義務を有する。

前項の戸主であつた者について應急措置法施行後新法施行前に相

続が開始した場合には、前項の継子は、相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、第二十七條第二項及び第三項の規定を準用する。

前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、これを適用しない。

第二十七條 第二十五條第二項本文の場合を除いて、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続が開始した場合には、新法によれば共同相続人となるはずであつた者は、家督相続人に對して相続財産の一部の分配を請求することができる。

前項の規定による相続財産の分配について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家事審判所に對し協議に代わる処分を請求することができる。但し、新法施行の日から一年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所

は、相続財産の狀態、分配を受ける者の員数及び資力、被相続人の生前行爲又は遺言によつて財産の分配を受けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方法を定める。

第二十八條 應急措置法施行の際戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は養子縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者又は養親がなるときは新法によるその相続人は、その者に對し財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十九條 推定の家督相続人又は遺棄相続人が旧法第九百七十五條第一項第一号又は第九百九十八條の規定によつて廢除されたときは、新法の適用については、新法第八百九十二條の規定によつて廢除されたものとみなす。

第三十條 旧法第九百七十八條(旧法第九百九十二條)において適用する場合を含む。の規定によつて遺産の管理についてした処分は、相続が第

二十五條第二項本文の規定によつて新法の適用を受ける場合には、これを新法第八百九十五條の規定によつてした処分とみなす。

第三十一條 應急措置法施行前に分家又は廢絶家再興のため贈與された財産は、新法第九百三條の規定の適用については、これを生計の資本として贈與された財産とみなす。

第三十二條 新法第九百六條及び第九百七條の規定は、第二十五條第一項の規定によつて遺産相続に關し旧法を適用する場合にこれを準用する。

第三十三條 新法施行前に旧法第七百九十九條第一項の規定に從つてした遺言で、同條第二項の規定による確證を得ないものについては、新法第九百七十九條第二項及び第三項の規定を適用する。

新法施行前に海軍所属の艦船遭難の場合に旧法第九百八十一條において適用する旧法第七百九十九條第一項の規定に從つてした遺言で、同條第二項の規定による確證を得ないものについても、前項と同様である。

〔伊藤修君發壇、拍手〕
伊藤修君 只今上程になりました民法の一部を改正する法律案につきまして委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知の通り本案は非常に歴大なものでありまして、これに對するところの政府の提案理由並びに内容の説明、質疑應答、討論、こゝういふ範圍におきまして非常に長いものでありまして、これを詳細に御報告申し上げますれば相當の時間を要することと信ずる次第であります。でありますから、成るべくこれを簡略いたしましたので御報告申し上げたいと存じます。この点予め御了承を賜りたいと存じます。

新憲法におきまして、その第十三條におきまして、「すべて國民は、個人として尊重。」される、いわゆる個人の尊嚴の原則が定められているのであります。又第十四條におきましては、すべて國民は性別その他によりまして経済的又は社会的關係におきまして差別されることがない。第二十四條によりまして結婚は合意のみによつて成立し、男女は同等の権利を有する旨を明らかにし、且つ又両性の本質的平等を宣言せられてゐる次第であります。

かように憲法において大原則が定められましたので、現行の民法はこの大原則に反する規定が第一編乃至第五編において多く存するのでありまして、殊に第四編親族編、第五編相続編におきましてはその大部分がこの原則に抵触する次第であります。かような次第でありますので、早急に我が大法典であるところのこの刑法及びこの民法に対するところの大改正を要することとなりましたので、この度これが改正案が提案された理由であります。

その主なるものは、この憲法に定めるところの大原則を、民法の第一條の一及び第一條の二にこれを表現した点において非常なるところの画期的な立法といわなければならぬのであります。この憲法の規定をそのまま民法の解釈の上において、又民法の運用のために民法の明文をいたしまして、第一條の一と第一條の二に明示いたしましたことは、ひとり民法の解釈運用の指針に止まらずいたしまして、民法法規全般に對するところの指針とするためにここに表現せられた次第でありまして、従つて余り改正されておきませんところの總則及び第二編物權、第三編

債權、これらの現行法規のこの大原則の明文によりまして、法規そのものの形式変更はありませんが、その内容におきまして著しいところの変更を來すことは勿論であるのであります。即ちこの原則規定の解釈運用によりまして、現行法規の運用及び解釈が非常に變更を來す次第であるのであります。この点におきまして形式的変更はありませんが、内容的の変更を齎している次第であります。即ち第四編親族編におきましては御承知の通り法律上の家の制度を廢止いたしました。又結婚におけるところの諸規定を改正せられておきまして、妻の無能力の規定を削除されておきまして、又養子縁組その他におきましても変更があります。親子関係におけるところの規定も改正せられておきました。親族会の規定を、これは全面的に削除されました。後見監督人に関するところの規定も改正せられました。又扶養義務の範圍におきましても非常なるところの改正が加えられておきまして、第五編におきましては、い

わゆる従来の長子相続を廢止いたしました。均分相続制度を採られた次第であるのであります。従いまして従来の家督制度は廢止せられて、現行民法のいわゆる遺産相続制度がここに用いられておるのであります。かように民法の大体におきまして非常なるところの大改正が行われて、その大部分は親族編と相続編において改正せられておるのであります。故にこの度の改正案におきましては、この親族編と相続編の全文を書き改められまして、従来の改正の形式からいたしますれば、従来の用語例をそのまま使用いたしますのを、この度はこの全文を書き改められました結果、口語体に全部を改正せられておるのであります。これはこの民法なるものが、國民の日常生活に密接なる關係を持つ点と、又國民の理解を容易ならしむる意味合からいたしまして、ここに口語体を使用せられまして、第四編、第五編が改正せられました次第であります。勿論この口語体に改正いたされたその用語の上に、少なからず従来の用語が表現的に用いられておる次第でありまして、これは口語体を以て表現し得ない部分を、従来の用語をそのままここに用いられてお

る点があります。かような点、その他現行民法におきまして、種々改正せられなくてはならん点が、我々から見ましても又法全体から考えましてもあり得るのであります。これらは他日この民法が大改正をせらるることが予定せられておるのでありますから、その際に譲りまして、現在におきましては、この新憲法が五月三日に施行せられ、而して來年一月一日以後新しい民法を施行しなくてはならん、この時間的制約の範圍内におきまして、かかる大法典の改正をなされた次第であるのでありますから、この改正案の全体に對しまして、未だ不十分の点あり、相当研究せなければならん点もあります。かような点は、近く將來におきましてこの改正が行われる際におきまして我々の意思を十分盛りたいと考えておる次第であります。

次に法案の内容につきまして簡単に御説明申上げて置きたいと思うのであります。

先ず第一編總則編につきましてその改正の点を申し上げます。政府原案は第一條といたしまして「私權ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス權利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス」、第一條の二といたしまして「本法ハ個人ノ尊嚴ト两性ノ本質的平等トヲ本旨トシテ之ヲ解釋スヘシ」、こう政府原案にあつたのであります。然るに衆議院におきまして、この第一條を「私權ハ總テ公共ノ福祉ニ遵フ」、この「したこう」というのは従来の「從」ではなくいたしまして、憲法精神の「遵」の字を用いたのであります。「權利ノ行使及ヒ義務の履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス」、この点は原案通りでありまして、新たに、第三項を設けて「權利ノ濫用ハ之ヲ許サス」、こう修正されたのであります。この第一條の第一項の修正と第三項の修正は、これは衆議院においてなされたもので、この点に對するところの説明は後で別に申上げることになります。

ただ第三項に「權利ノ濫用ハ之ヲ許サス」と規定いたしましたことは、即ち憲法第十二條に定むるところの精神をここに表現した次第であるのです。

第二に、その他總則編において改正せられた点を申し上げます。現行民法第十四條乃至第十八條の妻の無能力に関する規定を全部削除せられました。従

つて妻が無能力になることを前提とするところの文字が第十九條、第二百十條、第二百二十四條の規定中からいずれも削除をせられておる次第であります。

第三に、禁治産及び失踪宣告、その取消、その他これらの事件に関する管轄裁判所をいずれも家事審判所に改められました。

第四に、意思表示の公示送達の管轄裁判所を簡易裁判所に改められました。

第五に、第五百五十九條ノ二といひまして「夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六ヶ月内ハ時効ヲ完成セス」という規定を、両性の平等の原則に基づいて設けられましたのであります。

第六に、第七十一條、第七十二條中の「執達吏」を「執行吏」と改められたのであります。

而して第二編物権及び第三編債権中の規定におきましては、僅かに第三百八條第二項、第三百十條、第四百五十八條第一項第三号、これらの三ヶ條の文字の修正があつた次第であります。

次に第四編親族編中の改正点を簡単に申し上げます。

第一に本改正中重要なる現行民法親

族編中、第二章の戸主及び家族に関する現行法第七百三十二條乃至第七百六十四條は全部削除され、従つて従来の家族制度は廢止せられました次第であります。民法上の家の消滅することになつたこと、この点が民法改正中の最も重要なもので、國民生活に影響するところ至大なるものであるのとあります。新憲法の國民平等の大原則の趣旨に基づき、ものであることはいふまでもない次第であります。右の結果、従來のごとき戸主権を有する戸主、これに服従する家族は存続しないこととなります。従つて戸主権として認められていた婚姻、縁組等、各種の身分上の行爲に対する同意権、家族に対する居所指定権は消滅することになりました。又入夫、婚姻、同居、廢絶家、その再興、分家、一家創立、親族入籍、引取入籍、離籍、婿養子縁組、遺言養子等は最早存在しないこととなるのであります。

第二に、「直系血族及び同居の親族は、互に扶け合はなければならぬ」という規定を新らたに設けられたのであります。親子、夫婦等親族の共同生活は、相互扶助の精神ですす、強固に維持すべきことを明示した次第であります。

第三は、繼父母と養子、嫡母と庶子の間は舅姑と嫁との間の法律關係と同じくすることにいたしました次第であります。その結果これらの親族關係は、姻族一等親の關係となるのであります。

第四に、姻族關係は離婚又は生存配偶者の意思表示によつて終了することになりました。

第五に、養子縁組に基づく親族關係は、離籍によつて終了することになりました。

第六に、婚姻は両性の合意にのみ基づいて成立し、成年者については父母等の同意を要しないものとなりました。未成年者が婚姻をするには父母の同意を要するものとし、父母のいずれか一方の同意を得ることができないときは、他の一方の同意だけでも足りるものとするところになつた次第であります。

第七に、婚姻年齢を男は十八歳以上、女は十六歳以上とすることに

しました。これは諸外國におきましてもいづれも年齢は引上げられており、殊に新民法におきましては婚姻いたしますと能力者という待遇が與えられるのでありますから、従つて年齢の引上げを行なつた次第であります。

第八に、夫婦は、婚姻の際定めるところに従い、夫又は妻の氏を稱するものとすることにいたしました。

第九に、夫婦は同居し、互に協力扶助すべきものとすることを明らかにいたしましたのであります。これは法律上の効果は驚らさないのでありますけれども、いわゆる道義的規定としまして夫婦關係の在り方をここにはつきり明文を以て示した次第であるのであります。

第十に、未成年者が婚姻したときは、成年に達したものとみなすことになりました。

第十一に、妻の無能力に関する規定を削除することになりました。

第十二に、夫婦の法定財産制に関する規定を次のように改正することになりました。一、婚姻より生ずる費用は夫婦の資産、収入その他一切の事情を考慮して適当に協力負担すること。二、夫婦の一方が日常の家事に関し、

第三者と法律行為をなしたときは、他の一方はこれによつて生じた債務につき連帯してその責任に任ずること。三、夫又は妻が婚姻前から有していた財産及び婚姻中自己の名において得た財産はその特有財産とし、夫婦いずれに属するか明らかでない財産は夫婦の共有と推定することになりました。

第十三に、協議による離婚をするに

は父母等の同意を要しないものとするところになりました。

第十四に、協議上の離婚の自由を認めて、未成年者、禁治産者も父母又は後見人の同意を要しないことになりました。

第十五に、詐欺又は強迫による協議離婚の取消に関する規定を設けることになりました。

第十六に、裁判上の離婚の原因を次のように定めることになりました。一、配偶者に不貞な行爲があつたとき。二、配偶者から惡意で遺棄されたとき。三、配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。四、配偶者が強度の精神病に罹り、回復の見込がないとき。五、その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。裁判所は前項第一号乃至第四号の事由があるときであつ

たときは、第三者と法律行為をなしたときは、他の一方はこれによつて生じた債務につき連帯してその責任に任ずること。三、夫又は妻が婚姻前から有していた財産及び婚姻中自己の名において得た財産はその特有財産とし、夫婦いずれに属するか明らかでない財産は夫婦の共有と推定することになりました。

第十三に、協議による離婚をするに

は父母等の同意を要しないものとするところになりました。

第十四に、協議上の離婚の自由を認めて、未成年者、禁治産者も父母又は後見人の同意を要しないことになりました。

第十五に、詐欺又は強迫による協議離婚の取消に関する規定を設けることになりました。

第十六に、裁判上の離婚の原因を次のように定めることになりました。

一、配偶者に不貞な行爲があつたとき。二、配偶者から惡意で遺棄されたとき。三、配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。四、配偶者が強度の精神病に罹り、回復の見込がないとき。五、その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。裁判所は前項第一号乃至第四号の事由があるときであつ

たときは、第三者と法律行為をなしたときは、他の一方はこれによつて生じた債務につき連帯してその責任に任ずること。三、夫又は妻が婚姻前から有していた財産及び婚姻中自己の名において得た財産はその特有財産とし、夫婦いずれに属するか明らかでない財産は夫婦の共有と推定することになりました。

第十三に、協議による離婚をするに

は父母等の同意を要しないものとするところになりました。

第十四に、協議上の離婚の自由を認めて、未成年者、禁治産者も父母又は後見人の同意を要しないことになりました。

第十五に、詐欺又は強迫による協議離婚の取消に関する規定を設けること

ても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができるものとするにになりました。

第十七に、姦通によつて離婚された者は、相姦者との婚姻が禁止されてい

たのでありますが、この禁止を解きまして相姦者の間に子に嫡出たる身分を得せしめるようにしたのであります。現行民法によりますと、姦通によつて離婚されましたも、その相姦者とは結婚ができなかつたのであります。かくてはその間に生れる子供が不遇な地位に置かれることを慮りまして、新民法におきましては親の罪は子に酬はない。何にも知らない子供に社会上不遇な待遇を興えることは好まないのであります。これに対して嫡出たる身分を取らせしめるよう、ここに改正せられた次第であります。

第十八に、父母が離婚するときは、子の監護をすべき者その他監護につき必要な事項は、協議によつてこれを定め、協議が調わないときは家事審判所がこれを定めることとした次第であります。

第十九に、離婚した者の一方は相手方に対し財産の分與を請求することが

できるものとし、家事審判所は当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか、並びに分與の額及び方法を定めるものとするにになりました。

第二十に、子は父の氏を称し、父の知らない子は母の氏を称するものとするにになりました。

第二十一に、「庶子」の名称を全部廃止されました次第であります。

第二十二に、父が認知をする場合には、子の監護をすべき者、その他監護につき必要な事項は、父母の協議によつてこれを定め、協議が調わないときは家事審判所がこれを定めるものとい

たしました次第であります。

第二十三に、養子を廃止することになりました。

第二十四に、遺言養子を全部廃止することになりました。

第二十五に、未成年者を養子とするには、家事審判所の許可を要することになりました。

第二十六に、養子縁組につき父母等の同意を要しないものとするにになりました。

第二十七に、養子は養親の氏を称す

るものとするにになりました。

第二十八に、協議による離婚については、前申上げました離婚の場合に準ずるにになりました。

第二十九に、裁判上の離婚原因を次のように定めることになりました。他の一方より悪意で遺棄されたとき。養子の生死が三年以上明かでないとき。その他縁組を継続しがたい重大な事由があるとき。裁判所はかような場合でも一切の事情を考慮して縁組の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができるにになりました。

第三十に、親権は未成年の子に対してのみこれを行うことができるにになりました。

第三十一に、父母の婚姻中は、親権はその共同行使を原則とし、第三者の保護に関しては別に適当な規定を設けることにし、父母が離婚をするときは、親権者は父母の協議によつてこれを定め、協議が調わないときは家事審判所がこれを定めることとしたしました。又父が認知をしたときは、父母の協議により父を親権者と定めたときに限り父が親権を單獨で行うことになりました。

第三十二に、母の親権についての制限はいずれも撤廃せられました次第であります。

第三十三に、親族会を廃止し、後見の監督機関としての親族会の権限は、一部を後見監督人に、一部を家事審判所に移すことになりました。

第三十四條に、後見監督人は、指定後見監督人の外必要ある場合に家事審判所がこれを選任するものとし、後見監督人がない場合においては、その権限は家事審判所が行うものとするにになりました。

第三十五に、後見人に不正な行爲、著しい不行跡、その他後見の任務に適しない事由があるときは、家事審判所は後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができ、これを新らたに定めました。

第三十六に、特別の事情があるときは、直系血族及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族間においても扶養の義務を負わしめることとした次第であります。

第五編相続編中につきまして簡単に申し上げます。

第一に、家督相続に関する現行法第九百六十四條乃至第九百九十一條を全部削除いたしましたして、家督相続の制度はこれを廃止した次第であります。これは戸主及び民法上の家を廃止した結果でありまして、従つて相続は全部遺産相続のみとなつた次第であります。

第二に、相続人の範圍及び相続順位は配偶者の外、直系卑屬、直系尊屬、兄弟姉妹とし、配偶者は次のごとく相続人となることになりました。直系卑屬があるときは子と同順位に、直系尊屬がないときは直系尊屬と同順位に、直系卑屬、直系尊屬が共にないときは兄弟姉妹と同順位に、又直系卑屬、直系尊屬、兄弟姉妹が共にないときは單獨で、各相続人となることになりました。

第三に、代襲相続は直系卑屬及び兄弟姉妹のみにつきこれを認めることになりました。

兄弟姉妹が相続人であるときは三分の二。

第五に、系譜、祭具及び墳墓の所有権は、被相続人の指定又は慣習に従い、祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継することになりました。その他の財産は遺産相続の原則に従つてこれを分與することになります。

第六に、遺産の分割について共同相続人間に協議が調わないときは、その分割を家事審判所に請求することができるといたしました。この場合において家事審判所は、遺産の全部、又は一部につき期間を定めて分割を禁ずることができるといたしました次第であります。

第七に、相続の開始後認知によつて相続人となつた者が、遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人がすでに分割その他の処分をいたしましたときは、遺産の價額のみによつて支拂請求権を有することになつた次第であります。

第八に、相続人が数人あるときは、限定承認は共同相続人の全員が共同してのみこれを行ふことになつた次第であります。従つて共同ができない場合におきましては、その相続分は放棄す

るより外はないのであります。第九に、遺留分は次の通りになることになりました。直系卑属だけが相続人であるとき、及び直系卑属及び配偶者が相続人であるときは二分の一、その他の場合は三分の一が遺留分として定められた次第であります。

第十に、遺留分は、法定相続人中の最後の順位にある兄弟姉妹にはこれを認めないことになりました。現行法において法定相続人中戸主に対して遺留分を認めないと同様の趣旨から出たのであります。

第十一に、相続開始前における遺留分の放棄は、家事審判所の許可を受けるときに限りその効力を生ずることになりました。遺留分放棄を濫用する弊を防ぐためであります。

第十二に、遺言の方式に関する規定中、従軍中の軍人軍属、及び海軍艦船中にある者についての特別方式に関する規定を全部削除した次第であります。

最後に、附則において本改正に伴う所要の経過規定を設けられましたが、その内容につきましてはこれを省略することにいたします。

次に委員会におきましては、これらの

の歴大なるところの規定即ち総則及び第二編、第三編を除きましても、親族及び相続並びに附則だけの法規におきましても三百四十二ヶ條から存するの

でありまして、これに対するところの質疑應答は非常に多々ありまして、殆んど全委員の人が各自長時間に亘りまして質疑を繰返されまして、これに對しまして政府當局の説明も十分加えられた次第であります。これらの質疑應答の要旨及び政府の御説明はいずれも將來に向いまして、この民法の解釈に資することと勿論、近き將來におきましてこの民法を改正せらるる場合におきま

すところの、非常なるところの参考にもなり、又改正の要点を指摘するものと見なくてはならぬと思つてあります。この点に對しまして十分御説明を申し上げたいのですが、いずれもこれは便宜上速記録に全部譲ることに御了承を賜りたいと思つてあります。委員会におきましては前後を通じて十一回これを審議いたしました。かような次第でありますから、詳細の点につきましては速記録に譲ることにお許し願ひまして、その間五、六点につきまして簡簡に質疑應答の要旨を申上げたいと存する次第であります。

先ず第一に、第一條に對して質問が繰返されたのであります。その全質問の要旨を簡単に申し上げますが、私権は基本的人權として、人類が多年の努力によつてかち得た人類生活の最も基本的のものとして、憲法においてこれを保障するものであるから、國民はこれを享有するために、不斷の努力によつて保持して行く義務がある。故に、私権が他から侵されたときにはこれを排除し、これを主張して行使せねばならないのである。ただこれを行使するに

ついては、公共の福祉に反しないようにせねばならぬ。又進んで公共福祉のために利用するように心掛けねばならぬのであるが、公共の福祉のために私権が存在するものではない。私権は主であつて、公共の福祉のために禁從するものではない。原案のごとく「私権ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」ということは本末を顛倒するものであるのみならず、見方によつては、公共の福祉の名の下に基本的人權を無視して、これを犠牲にする處れがあるのであるから、新憲法の下においてはかような法文を存置することは有害であつて、許すべきものではない。かような趣旨

の御質問があつたのであります。これに對しまして政府委員の應答は、總理大臣及び司法大臣は交々その意見を開陳せられまして、結局のところ、新憲法上において、私権も公共の福祉もいづれも等しく尊重すべきものであつて、両者は相調和を保たざるべきものであつて、輕重の差別を設くべきものでない趣旨の答弁があつたのであります。

これに對しまして一松議員より強力なるところの反對の御意見が陳述せられました。原案のごとく若しこれを規定せられるといたしますれば、私権の否認にも考えられる。全体主義の表現にも考えられる。いわゆる惡法であるからこれは抹殺されるべきものであるというよう強い御主張があつた次第であります。

然るに衆議院におきましては、この第一條の第一項の「私権ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」この表現方法を未の文字を變更いたしまして「公共ノ福祉ニ適フ」というように修正せられたのであります。委員会といたしましては不満足ながら大体この程度におきまして承認することに結果相成つた次第であります。衆議院の修正によりま

すれば、私権の本体は明らかに示され

ているのでありまして、その行使はいわゆる憲法に明示するところの公共の福祉のために行使すべきものである、
こういふように表現変更されたのでありまして、先ずこの程度として委員会としては了承するに立ち至つた次第であります。これに對しましては一概議員におきましては、尙これにおいても十分従うことはできない、服従することとはできないといふような強い御意思の質問があつた次第であります。

次に第二点をいたしまして、改正案第一條の二の「本法ハ個人ノ尊嚴ト两性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釋スヘシ」といふ條文は、憲法第二十四條第二項末段の文言をそのまま採用したもので、この規定は婚姻、離婚、夫婦の共同生活、夫婦の財産關係等に關する原則規定である。従つて民法法全體に通ずる憲法の大原則とは言われなにも拘わらず、これを民法法全體の解釈基準とせよといふのは妥當でないのではないかと質疑に對しまして、政府委員の答弁は、改正案第一條の二の「個人ノ尊嚴ト两性ノ本質的平等」といふ言葉は、憲法第二十四條第二項末段の文言をそのまま使用したものであるが、これは親族相繼に關する身分上の行為に關する指針であると同時に、又一般財産關係例等は、雇傭關係にも適用してよいのであるから、民法全體の大きな指導原理であるから、總則の冒頭に指針として掲げたのである。又右の指導原理に基づいて立法するの趣旨から、「第一條の二」を設けたのである旨の御答弁があつた次第であります。

第三に、改正案は從來の戸主、家族、その他家に關する規定を廃止することにしたが、戸籍の上で認められる氏を同じくする親族共同生活の關係に、憲法の精神に副つた新しい家族制度として法律上の意義を與へることにして如何という質疑に對しまして、政府委員の答弁は、現行民法の下では、戸主は家の統率者として、家族に對し居所指定権、婚姻及び縁組の同意権、その他各種の權力を認められておりますが、これはすでに述べました日本國憲法の基本的原則と兩立しないため、新しい憲法の下ではこれを認むることができません。そしてこれらの權力を否定すれば、最早民法上の家の制度は、法律上はその存在理由を失ふのみならず、これを法の上に残すことは却つて戸主の權力を廢止する趣旨を不明瞭にする虞れがあるものであります。よつてこの法律では戸主、家族、その他家に關する規定はすべてこれを削除いたしました。尙ここに御留意をお願いしたいことは、右のように民法典の上からは家に關する規定を全部削除したのであります。これが我が國において現実に営まれておるところの家庭を中心とする親族共同生活を否定する趣旨ではないのであります。私共は現に親子、夫婦を中心とする家庭生活を営んでおり、親子、夫婦間の法律關係は從來から家族制度の中心をなしておるのであります。今回改正もこの点は日本國憲法の基本原則に從い、より完全な、合理的な制度に高めるため努力いたしておる次第であります。毫もこれを制限、變更せんとするものではないのであるといふ

御趣旨の御答弁があつたのであります。要するに法律上の家を廢止いたしましても、いわゆる事実上の家というものもは否定しない。むしろ改正民法は現に我が國が営んでおるところのこの家族中心の親族共同生活をより以上効果的に發揮して、日本の家族制度の成果を固めたいといふ趣旨であるといふ御答弁であるのであります。

第四に申上げたのは、協議上の離婚に對して御質問があつたのであります。現在の状態から申しますと非常に協議上の離婚は多いのであります。これを無制限に放任して置くことは始終弊害を伴う。例へば妻の知らざる間に離婚届が届けられておるといふような事例もある。これは諸外國の立法に倣つて容易に離婚届を出し得ない。即ち離婚に對しては確認の制度を採つてはどうか。例へば家事審判所において離婚する場合におきましては、一々確認の手続をとつて、然る後に離婚を許してはどうか。こういう御質問があつたのであります。これに對するところの政府の御答弁は、現在におきまして一ヶ月六万件にもなるところの全國の離婚の数を一々裁判所においてこれを取扱うといふことになりますれば、現在におけるところの日本の裁判機構におきましては、到底これを受入れることができない。又簡易裁判所にこの事件を取扱わしむるといたしましても、現在予定せられておるところの簡易裁判所が全部全國に設立せられたといひましたとしても、五百何ヶ所に過ぎないのでありますから、これによつてこれを処理するといふことは不可能事であるといふ趣旨の御答弁があつたのであります。

併しながら政府の御答弁の一ヶ月六万件といふことは、その後私が政府の提出せられたところの資料によりまして調査いたしましたところ、これは誤りでありまして、昨年のいわゆる二十一年の七月から本年の五月まで一ヶ月の統計によりますると、一ヶ月八万一千九百七十二件であつたのであります。即ち一ヶ月約七千件相當な離婚数であつたのであります。この点は政府の御答弁は違つておつたのであります。尙これに對しまして政府の御答弁によりますれば、いわゆる憲法において結婚の自由を認められておる。又従つて離婚の自由も認めなくてはならぬ。かような趣旨の御答弁であるのであります。この点に對しましては明日修正案が出るものと存じますから、十分提案者の御説明もあり、又反對の御意見もあることと存じますから、これ以上の御説明は省略して頂きたいと存じます。

次に養子の再縁組を禁止してはどうか。という御質問があつたのであります。即ち一旦養子をした者が再び養子をすることを禁止してはどうか。その趣旨は、今度の改正民法によりまして、一度子供となりますれば相続分が附くのであります。その者がその相続分を持つて又再び養子に行きますと、第二の家で又相続分を取ります。そういたしますと、幾つも相続人の権利を取得することになることは弊害が伴うから、これは廢止してはどうか。こういう御趣旨であつたのであります。政府のこれに對する御答弁は、從來の民法におきましても再養子は認めておりました、且つ又新民法に

おきましてもこの再養子を認めることは、當事者の意思を尊重する意味におきまして原案を支持するものであるといふ御趣旨の御答弁があつたのであります。

次に嫡出にあらざる子供の相続分を嫡出の子供の半額にするといふことは、憲法の精神に反するのではないか。という御趣旨の御質問があつたのであります。政府の御答弁は、嫡出の子と嫡出にあらざる子の相続分の差等を設けたことには、決して憲法の精神に反するものではない。例へば妻と子供との相続分の不均衡、その他現行民法において各相続分が相異なるのであります。これはその身分、その人々の地位によりまして相當なところの相続分を定めたのであります。それが即ち公平であるといふ御趣旨の御答弁であつたのであります。

次に内縁の妻を認めてはどうか。という御趣旨の御質問があつたのであります。即ち現在におきまるところの民法において、合意によつて成立したところの結婚は、届出によつてその効力は第三者的に発生することになつておるのであります。届出を怠つておるところの内縁關係は、これに對しても民法上の保護を與えてはどうか。從來においてもこれによつて苦しむところの夫婦は多々あるから、これを救済するところの法規を設けてはどうか。こういう御趣旨の御質問があつたのであります。これに對しまして政府の御答弁は、現行民法はいわゆる法律婚を認めて事實婚を認めていないのである。この主義を一貫しておるのである

七五

るから、その御趣旨に対しては應ずることができない。又従来の民法からい

て未だ十分ならざるものがある。相当改正せらるべき点が多々あるのであり

○議長(松平恒雄君) 議事の都合により、本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

出席者は左の通り。 議長 松平 恒雄君 副議長 松本治一郎君

- 田村 文吉君 波多野林一君 江熊 哲翁君 宿谷 榮一君 島村 軍次君 島津 忠彦君 小川 久義君 山崎 恒君 帆足 計君 藤井 丙午君 加賀 操君 來馬 琢道君 小宮山常吉君 寺尾 博君 川上 嘉市君 赤木 正雄君 柏木 康治君 岩男 仁藏君 奥 むめお君 矢野 西雄君 徳川 宗敬君 河井 彌八君 竹下 豊次君 鈴木 憲一君 高橋龍太郎君 野田 俊作君 梅原 眞隆君 大野 幸一君 中平常太郎君 山田 簡男君 濱田 寅藏君 赤松 常子君 河崎 ナツ君 岡村文四郎君 大山 安君 宇都宮 登君 石川 進吉君 羽生 三七君 小林米三郎君 堀越 儀郎君 山下 義信君 阿本 愛祐君 安部 定君 小野 哲君 鈴木 直人君 青山 正一君 赤澤 與仁君 三好 始君 伊達源一郎君 姫井 伊介君 町村 敬貴君 小杉 イ子君 藤野 繁雄君 尾崎 行郎君 岡部 常君 徳積眞六郎君 北條 秀一君 鎌田 逸郎君 宮城タマヨ君 下條 康磨君 駒井 藤平君 木下 辰雄君 佐藤 尙武君 田中耕太郎君 カニエ邦彦君 内村 清次君 下條 恭兵君 堀 眞琴君 松下松治郎君 松下 新一君 丹羽 五郎君 藤井 新一君 佐伯卯四郎君 門田 定藏君 井上なつる君 波多野 鼎君 椎井 康雄君

- 岩本 月州君 河野 正夫君 島 清君 若木 勝藏君 吉川末次郎君 結城 安次君 伊藤 修君 植竹 春彦君 小畑 哲夫君 小林 勝馬君 紅露 みつ君 木内キヤウ君 竹中 七郎君 深川榮左エ門君 水橋 藤作君 大島農夫雄君 鈴木 清一君 齋 武雄君 森下 政一君 塚本 重藏君 木内 四郎君 北村 一男君 淺岡 信夫君 荒井 八郎君 奥 主一郎君 大屋 晋三君 黒田 英雄君 石坂 豊一君 大野木秀次郎君 小林 英三君 松野 喜内君 玉屋 喜章君 徳川 頼貞君 大隅 憲二君 仲子 隆君 團 伊能君 岡元 義人君 新谷眞三郎君 島田 千壽君 天田 勝正君 太田 敏兄君 松井 道夫君 田中 信義君 石川 一衛君 山口政五郎君 深川タマエ君 前之園喜一郎君 藤森 眞治君 星 一君 三木 治朗君 浅井 一郎君 岩崎正三郎君 稻垣平太郎君 小泉 秀吉君 林屋龜次郎君 櫻内 辰雄君 西川 昌夫君 堀 末治君 西川甚五郎君 鈴木 安孝君 山田 佐一君 草葉 隆圓君 柴山 政次君 遠山 丙市君 板谷 順助君 黒川 武雄君 松嶋 喜作君 一松 政二君 深水 六郎君 境野 清雄君 中川 幸平君

- 重宗 雄三君 木樽三四郎君 大隈 信幸君 池田七郎兵衛君 左藤 義詮君 小中 清一君 水久保基作君 平沼彌太郎君 政府委員 (司法事務官) 奥野 健二君 (民事局長)

定價 一部 一四四十銭 東京新市区市ヶ谷村町 電話九段五三一〇 郵便東京一九〇〇 圖書課